

明治における弘前士族の足跡と独自性
～菊池九郎を中心に～

弘前大学大学院 教育学研究科
教科教育専攻 社会科教育専修

14GP205 三上由希野

<目次>

はじめに	2
(1) 問題の所在	
(2) 菊池九郎について	
第1章 教育における士族の役割	5
第1節 藩校から私学への連続性	
第2節 度重なる経営難	
第3節 キリスト教受容と教会設立	
第4節 女子教育の普及	
第2章 政治における攻防と貢献	26
第1節 「進歩」と「保守」	
(1) 「進歩派」と呼ばれた人々の活動	
(2) 「保守派」と呼ばれた人々の活動	
第2節 士族の対立	
第3節 青森県における貢献と中央政界での活動	
第3章 地域産業の育成	36
第1節 殖産興業としてのりんご栽培	
第2節 帰田法について	
第3節 士族と地主の関係性	
第4章 士族はなぜ地域リーダーになり得たのか？	45
第1節 思想的背景	
(1) 士族の人格形成に寄与した稽古館の影響	
(2) 東北に対する後進感	
第2節 社会的背景	
おわりに	55
参考文献	57
巻末資料	58

はじめに

(1) 問題の所在

江戸幕府が倒れ、明治政府が樹立し、社会が大きく変動を続ける過程において、東北では奥羽越列藩同盟を結成して独自に新たな社会の樹立を目指し、東征軍（明治政府軍）と攻防を続けた。しかし、戊辰戦争下では、朝敵の汚名を着せられ、明治政府側に協力したものの冷遇された。戊辰戦争を経て東北には「野蛮」「未開」というレッテルが貼られた。そのような中、明治政府は、日本を近代国家として成り立たせるために、さまざまな政策に着手し、弘前もまたこの流れに遅れをとらないように、近代社会の実現のために、さまざまな活動を活発に行っていた。だが、それは政府の近代化とは一線を画すところもあった。

私は大学院で、弘前の近代化の潮流について研究してきた。具体的には殖産興業・文明開化・自由民権運動などさまざまな角度から見てきた。殖産興業では、特にりんご栽培に着目し、新産業が根付く過程を見た。文明開化では、教育や文化の面で、「東奥義塾」の設立、メソジスト派キリスト教の受容、「弘前女学校」の女子教育などの取り組みを見てきた。自由民権運動では、政治結社「共同会」の結成や、共同会の機関紙として発刊された「東奥日報」について取り扱った。

分野ごとにそれぞれ研究していく中で、どの分野でも特定の「士族」が何度も登場し、しかも常にその活動の中心にいるという発見に至った。自由民権運動に限ったことではあるが、教科書に「豪農民権」という言葉があるように、一般的に担い手の中心は士族から地主、商工業者へと移行する。また、自由民権運動は西南戦争の終わりと共に本格的に始動するが、それは「武力から言論へ」という認識のもと武士の時代の終焉をも意味した。このような認識が一般的であるが、弘前では明治においても士族が活動の中心にいるのである。これは一般的な常識を覆すことである。さらに言えば、その活動範囲が教育や政治、地域産業等多岐にわたっている。この事実は注目すべきことである。

明治といえば、版籍奉還、廃藩置県、秩禄処分で「武士」という特権階級が消え、四民平等の世が始まる時代である。全国的に士族は没落し、士族授産が大きな問題となり、弘前もその例外ではなかった。「士族の商法」といわれるように、士族が商人や百姓として成功するイメージはほとんどない。しかし、福地重孝氏の『士族と士族（さむらい）意識』のなかで、弘前の士族が全国的に見て、没落してなかったという記述がある¹。やはり、弘前には「士族」の動向に関して、他の地域に見られない独自性があると確信した。

弘前の「教育」「政治」「地域産業」に関する研究は、それぞれ独立した一分野の研究としてさまざまなされてきた。しかし、本論文では「教育」「政治」「地域産業」という独立

した分野を「士族」という共通項で通すことにより、相互に関わっていることを明らかにする。そして、士族が没落する時代に、なぜ士族が活動の中心たる地域リーダーになり得たのかを解明することを目的とする。

第1～3章では、「教育」「政治」「地域産業」で士族がどのような取り組みを行ってきたのかを探っていく。ここで、強調したいのは、士族が地域のリーダーとして指導していた点である。この点を念頭におくと、それぞれの分野でいかに士族が先頭に立って行動していたが浮き彫りになる。

第4章では、第1～3章を踏まえて、士族が地域リーダーになり得た要因について考察する。考察する際、「思想的背景」と「社会的背景」の2つの側面からアプローチする。特に、社会的背景では、士族が地域の主導的立場にいられたことと、士族が没落を免れたことが深く関係していると考えている。この2点を中心に考察し、士族がなぜ地域リーダーになり得たのかを明らかにする。

(2) 菊池九郎について

本論文では、「菊池九郎」を中心に論を進める。明治の弘前の取り組みを研究していく中で、特定の士族が何度も登場していると先ほど述べたが、その一人が菊池九郎である。菊池九郎について、ここで、少し紹介しておこう。

菊池喜代太郎（後に九郎と改名）は弘化4（1847）年9月18日に弘前の長坂町に生まれた。父新太郎はかつて深浦奉行も務めたことがある100石取の中級藩士。母は奈良荘司の次女で喜久子といった。喜代太郎は三男二女の五人兄弟の長子だった。幼いころは気難しく、学校を好まなかった。藩士の子弟は6、7歳で私塾に通いある程度基礎ができてから、藩校に入学するのが習慣だったが、喜代太郎は駄々をこね、母親を手こずらせるのが毎日だった。しかし、喜代太郎が8歳の時、父新太郎が病死する。母は、幼い子供を抱えながら、家事や機織り等で多忙な日々を送っていたが、子どもの教育やしつけには熱心だった。喜代太郎は父が病死した8歳ころから、進んで学校へ行き、12歳で藩校稽古館に入学していることも、母の厳しいしつけによるところが大きいだろう。12歳で藩校に入学した後は18歳で弘前藩主に仕えた。

菊池九郎という人物を理解する上で、知っておくべき一つのエピソードがあるので、紹介する。時代は幕末で、喜代太郎（菊池九郎、この時の名は喜代太郎）も時代のあおりを受ける。喜代太郎22歳の時、明治元（1868）年、奥羽列藩同盟が結成されたが、秋田藩が裏切ろうとしている。もし本当に秋田藩が裏切りに及んだ場合は、庄内藩と組んで、南北ではさみ秋田を討つというのが弘前藩の方針だった。そのため、喜代太郎は庄内藩と盟約を結ぶため、本多徳蔵（後の庸一）らと共に庄内へ使いに行った。話がまとまり、武器と使者2人を連れて弘前に戻ったが、あろうことか弘前も明治政府側へとまわり、庄内藩との盟約は反故となってしまったのである。このままでは庄内藩へ申し訳が立たないし、弘

前藩の信用問題にもなるとして、庄内へ切腹して詫びるため脱藩する。このような、義に厚い性格はこの後、人々が菊池九郎という人物に引き付けられる一つの要因であるかもしれない。

菊池九郎のパートナーとして、その手腕を発揮する「本多庸一」についても紹介したい。周知のように、本多はキリスト教徒であり、青山学院の初代院長である。彼も、弘前藩出身で、明治に菊池九郎と共にさまざまな活動をした。本多も菊池と同じく藩校で学問に励み、秀才として名が知られていたようだ。脱藩の際も、菊池に続いて庄内へ向かった。

これらの人物が、明治における弘前のさまざまな活動の軸となっている。彼らを通して、明治における弘前の取り組みに迫っていく。

¹福地重孝『士族と士族意識』p.79 春秋社 1956年

第1章 教育における士族の役割

第1節 藩校から私学への連続性

江戸から明治へと時代が移ると共に、さまざまなものに変化がもたらされた。その一つが教育である。明治5(1872)年11月27日「東奥義塾」という高等教育機関が弘前に創設される。東奥義塾は現在もなお「私立東奥義塾高等学校」として形を変えて続いている。東奥義塾出身者の中には珍田捨巳や佐藤愛麿という外交官として活躍するなど、青森県だけでなく中央省庁や海外でも活躍する人材を多く輩出している。明治の弘前に教育という面で大きな影響を与えている。さらに、英語やキリスト教をはじめとする西洋の文化も積極的に取り入れている。ただ、このような東奥義塾は明治になって突如として現れたものではない。東奥義塾は弘前藩校「稽古館」の系譜を引いている。明治という時代になり、東奥義塾として学校の形が変わってから、時代にあった新しいものを取り入れようとしたわけではない。そのことは藩校稽古館の時代からすでに現れている。藩校稽古館でも、社会の情勢や変動に合わせて、その時代にあった学問を取り入れようとしていた。系譜だけでなく、学校の方針にも連続性が見られる。稽古館から東奥義塾創設までの変遷をたどり、「藩校」稽古館から「私学」東奥義塾までの系譜としての連続性と時代にあった新しいものを取り入れようとする方針としての連続性を明らかにする。

そもそも弘前に藩校創設の話が持ち上がったのは、8代藩主信明(1784~1791)の時代である。信明は自ら民情を視察し、極度に疲弊困窮した農民の姿を見て、農民の救済と荒廃した農地の再興開田のため農事振興を図った。さらに、藩政においても、領内の民との心の隔てがないつながりが必要だと信明は考え、「百姓を自身の一類とも思い、朝夕心を用いよ¹⁾」と家臣を訓じた。一方藩士には学問武芸を奨励した。信明は政治的改革、経済復興、文教興隆を藩政の三大方針とし、藩校創設もその計画の中の一つであった。しかし、信明は藩校創設の実現を見ないまま、寛政3(1791)年6月21日に江戸で30歳という若さで息を引き取った。信明の遺言の中に「学校を設くべし、然し国の分数に叶へて礼讓を本とし、徳行を為さむべし²⁾」という旨があり、藩校創設は末期養子の和三郎(後の9代藩主寧親)に託された。

9代藩主寧親は信明の遺言に従い、藩校の創設に取り掛かる。まず、津軽永孚を責任者として登用した。津軽永孚という人物は家老津軽多膳の子で、弱年にして聡明で、17歳で上京し、江戸の昌平黌で儒学や和漢を学び、議論風発の俊才であった。弘前に帰郷するや、天下の形成を達観して、藩校の開設を希望し、藩主寧親に藩校開設を建議したという³⁾。

藩校の開設にあたり、御用掛山崎図書以下8名に藩校準備のため、職員としての仰せ付けがあった。開設準備のため、諸藩の藩校の視察調査が行われた。調査の対象としては、

熊本藩の時習館や萩藩の明倫館等があった⁴。熊本藩は調査当時約54万石、萩藩は約37万石であった。弘前藩は数字の上では、4万7千石の小藩であったが、実質は約30万石収入があったため⁵、調査対象としては額面では弘前藩よりも少々上だが、現実的であったと考える。

次に、藩校ではどのような人たちが学ぶ対象となったのだろうか。寛政6(1794)年10月に、藩は入学者準備心得の御触れ出しを出した。

- 一、御家中在府在宅共御目見得以上の子弟
- 一、禄二百石御役長柄奉行以上嫡子十歳より
- 一、禄百五十石御役四奉行以上の嫡子在府在宅共十歳より十五歳まで
- 一、嫡子にても壮年の族は勝手次第
- 一、次男三男の部は十歳年令に拘らず
- 一、十歳入学の族十五歳に及んで兵学へ十四歳にて入学の族は十七、八歳より兵学へ
- 一、親並の族にても入学勝手次第
- 一、親並の族大寄合格より長柄奉行以上の面々文武諸道芸入学修行勝手次第
- 一、親並の族長柄奉行格以下は何いの上
- 一、文武諸道芸の内一芸へ斗り入学は願の上
- 一、御目見得以下にても格外の志有る者はその師より願の上
- 一、なお在府の分は通学とし、在宅の分は在府親類へ寄宿又は学寮住居とする⁶

以上の規定から、御目見得以上の子弟で10歳以上が義務として入学する対象であった。その他に、御目見得以上の壮年者や御目見得以下であっても、一芸に秀でている者や、格別の志のある者も入学を許可されたことがわかる。したがって、藩校は将来上級藩士や有能者を集めて教育していたのである。家が御目見得であれば、その嫡子は家督を継ぎ、将来上級藩士になることがすでに決まっているといえる。よって、幼少時より将来の藩士教育に主眼を置いた教育機関である。言い換えると藩政を担う藩の「エリート養成機関」だと考えることができる。

その2年後、寛政8(1796)年6月28日、学校の造営が終わり、落成の引移り式が举行された。学校の創建がここになり、「稽古館」と命名された⁷。では、稽古館では教育内容や形態はどのようであったのだろうか。稽古館では14歳以下は孝経、論語、詩書の「素読」や手習いを行う。この段階の素読では、内容よりも、返り点なしで読めるようになることが目的とされている。学習体系は自学自習を主としている。15歳以上は五経の素読、その他に国語左伝の類、礼記、周礼、明律、易経の素読も行った。進級しても学力がまだ備わっていない者は、教師の講義を受ける。自学研修を主とする読み会に進めば、読法習熟を

専らとし、疑問点は教師に聞く。「輪講会」という会では生徒が輪番に講義して自己の見解を披露する。これに対し、同学の者は意見を開陳し、相互に討議をする。論決が見出せないときは指導教官の学士がこれに裁定を与える。また、素読から会読に進級すると、正式に武道にも入門し、剣術のほか弓術、槍術、馬術、砲術などそれぞれの道場に通う。修学試験を年4回(3月、6月、9月、11月)行い、この試験を通ると上級へ進むことができる⁸。

以上のように、稽古館では教師の講義よりも、自学自習を中心に学習が行われていた。このことを受けて、稽古館は藩の「エリート養成機関」と同時に「エリート選抜機関」と考えられる。現代の一斉授業では、全員がある程度と同じレベルまで分かるようになることが目的である。しかし、自学自習が中心であれば、自分の進度に合わせて、どんどんと高次のレベルへと進んでいくことができる。よって、優秀な学生の輩出に重きが置かれているということから、「エリート選抜機関」と考える。

さて、順風満帆に始まったかに見えた稽古館だったが、異国船が蝦夷地沿岸に出没し、弘前藩は幕府から北方派兵と海岸警備を命じられた。それにより、藩の財政は圧迫され、大きな負担となっていた⁹。そのため、稽古館はその規模を縮小して運営せざるを得なくなった。文化5(1808)年2月2日には学校を当分廃止し、規模縮小の上、城中三の丸屋形を修復して「学問所」とする発表があり、同年10月8日に移転した。学校経費は300石から300石まで縮小された¹⁰。しかし一方で、間近に迫るロシアの脅威は、新しい西洋の学問の摂取が急務の課題であるということを感じさせた。これより、嘉永3(1850)年に江戸の昌平黌で学んだ兼松成言に洋学研究が命じられた。洋学を学んだ兼松は後に藩主にその必要性を説いたのである¹¹。そして、嘉永6(1853)年浦賀にペリーが来航する。国内が騒然としている中、安政2(1860)年弘前藩校内に「蘭学堂」が開設された。しかし、幕末期には当時の世界情勢、特にアメリカとの関係を考えてと蘭学から「英学」に切り替える必要があった。この事態を痛感した藩は、明治2(1869)年に城の東門外にあった重臣津軽直記邸に「英学寮」を開設した¹²。

この英学寮では、優秀な藩士の子弟を20名選抜して、藩から学費(月に米2斗金6000文)を与え、入寮させた。英学寮開設の中心になったのは吉崎豊作である。彼は函館勤務で、その際英学に触れている。さらに、吉崎は福沢の慶応義塾に入学し、英学を学び弘前に帰ってきた。吉崎は、弘前で英語を習得した最初の人物と言ってよい。これに次いで、同じく慶応義塾で修行して帰った佐藤弥六も、吉崎に協力していた¹³。

英学寮には、もともと蘭学堂で学んでいた学生も一緒に入り、蘭学から英学に切り替えることが命じられていたので、英蘭両方身につける学生も出てきた¹⁴。

翌明治3(1870)年になると、城中三の丸で細々と続いた学問所から、それに代わるような形で英学寮の拡充が進められていった。英学寮は場所を東門外の津軽直記邸から薬王院に移し、学科も皇漢学や数学の科目を増やした。ここで学ぶ学生は50名を定員としたが、その後70名に増員した。そのうち30名が藩費生で、あとの40名は自費生という内訳である。このように拡充した英学寮の教授陣は、稽古館からそのまま引き継がれた。しかし、

新しい西洋の学問に対して、指導する教授陣の弱体は明らかであったため、先進地から優秀な教師を招く必要があった¹⁵。

以上のように、学科目の増加、定員の増員で英学寮を拡充した。しかし、それに見合った優秀な教授陣をそろえることは至難の業である。そこではじめに、明治 3 (1870) 年静岡藩との交渉に取り掛かった。静岡藩 (駿府藩) は旧幕府勢力ということもあり、幕府が蘭学から英学に切り替えると静岡藩学校でも、蘭学から英学に切り替え、英学講習をはじめていた¹⁶。交渉の末、静岡藩校の現役の教師島田徳太郎と宮崎立元を招くことに成功した。その一方で、慶応義塾とも交渉を重ね、英学教師の永島貞次郎と吉川泰次郎の 2 名の派遣にも成功した。静岡と慶応義塾から当時の一流というべき優秀な教授陣を迎えることができ、藩では多額の費用を投じた¹⁷。

明治 4 (1871) 年 1 月早々から、新たな学寮として開設するための準備が行われた。場所は最勝院に開設することが決まった。新学寮は「敬応書院 (学舎)」と命名された。明治 2 (1869) 年にすでに開設されていた英学寮は敬応書院に統合し、敬応書院は「英学寮」と「漢学寮」に分かれて授業が開始することになった¹⁸。

明治へと年号が変わり、形を変えてもなお、教育に力を入れ、静岡藩と慶応義塾から一流の教師を迎えることに成功した。しかし、ここで新たな問題が発生する。静岡藩から招いた教師と慶応義塾から招いた教師の対立である。双方の間に、生まれ育った環境の違いや学風の違いから、微妙な対立感情が芽生えたと考えられる。特に英語教師の間では、英語の教育方針や方法論の相違から、その対立ははっきりと表面化した。静岡派の教師は「正則」による教授を主張し、慶応義塾派は「変則」による教授を主張し、どちらも譲らなかった。「正則」とは初歩の基本から順序を追って学習する方法であるのに対し、「変則」は専ら実用的見地に立ち、すでにある程度英学の素養を持った者に高度の実力を養成することを旨とした。教授法について、どちらも譲らなかったため、結局それぞれの教授方法に従って教授することになった¹⁹。

このような事情から、最勝院には敬応書院の本部と、静岡の島田による英学寮が置かれた。静岡の宮崎率いる漢学寮は、英学寮と同じ場所にあることを望まなかったため、もともと英学寮があった薬王院に開設された。慶応義塾の教授陣は、思い切って青森の寺町にある蓮心寺に開設することにした。青森という場所はこれから重要性が増すという考えから、この場所の移したのである。このように、最勝院、薬王院、蓮心寺と 3 つの場所に分散したこともあって「敬応書院」という名前は宙に浮いた形となってしまった²⁰。

ただ分散したとはいえ、各学寮において弘前の若者が激動を続ける社会情勢下で、励まし合いながら勉学に努めることができたという点で、敬応書院は意味のある取り組みだったといえよう。しかし、明治 4 (1871) 年 7 月の廃藩置県により、状況は一変する。弘前藩は「弘前県」となり、藩運営の学寮は県の管轄に切り替わることとなった。そのため、藩費によって修学していた学生は全て自費で賄わなければならなくなった。入学資格においても、従来の武士階級の独占をやめて、広く一般に開放することが県から指示された。

このような転換は、藩運営であった「敬応書院」の設立趣旨や性格の根本的変革を意味した²¹。

青森の蓮心寺に開設されていた英学寮は 8 月に弘前に引き上げて、敬応書院は閉校に追い込まれた。教師も相次いで去り、最後まで残ったのは慶応義塾から来た吉川泰次郎だけであった。

このような事態に藩主承昭は、藩校の伝統を継ぐ敬応書院の廃校を惜しみ、旧藩主の私塾という形で存続させようとした。そこで漢学寮を城内へ移し、弘前にいる学者に教授を任せた。一方で、英学は慶応義塾式に組織を直し、東門外の重臣宅に英学寮を移した。英学寮の指導は吉川が主に担当し、明治 2 (1869) 年の最初の英学寮以来の学生は、すでに相当な学力を身につけている者もいた。彼らは、年少者に英学を教え得るに至っており、吉川の助教をして役立った²²。

ただ、旧藩主の私塾とはいえ、塾を城内に設置することは認められず、城外へ移さなければならなくなった。そのため、城内にあった漢学寮を重臣宅にあった英学寮を併合し、明治 5 (1872) 年「弘前漢英学校」として再スタートすることとなった。

しかし、「弘前漢英学校」は長くは続かなかった。同年 8 月に学制が頒布され、それと同時にこれまでの府県で設立した学校を廃止する方針だった。よって、稽古館の伝統を引く弘前漢英学校も、県の保護が受けられなくなった²³。公立学校として、稽古館の伝統を引く学校の存続はできなくなったということである。廃校するか、「私立学校」として転身するかが迫られたのである。結論としては、「私学」として存続するほうを選んだのである。これにより「東奥義塾」が誕生する。東奥義塾の生みの親と言われる菊池九郎が、私立学校として創設させた動機として、新谷恭明氏の『東奥義塾の研究』の中で、慶応義塾や薩摩での留学経験から、菊池の中で新政府に対して、「自立的」であろうという意思と新しい思想、知識への関心が高まったと考えられると述べている。また、文部省に提出した設立願書より、弘前における知識源をなくしてはならないということ、さらに新しい知識を吸収する根拠地をつくるという旨が述べられていると述べている²⁴。学校創設の際、外国人教師を招聘し、このことは東北ではもっとも早い事例であることから、菊池の考える動機だと言えよう。

だが、それだけにとどまらない。維新の相次ぐ改革で、武士の権威は失われていた。明治元年に 39,568 人いた人口は、廃藩置県が行われた明治 4 (1871) 年には 33,884 人まで減少した。もちろん、漢英学校でも中途退学者が続出し、学校経営は難しくなっていた²⁵。また、この頃行われていた武士の帰農政策により、弘前を去る士族が多く、人口減少の一つの要因として考えられる。このように「武士の街」弘前の衰退に拍車がかかったと言える。この状況が東奥義塾創設の一つのヒントになると考える。弘前の街を再興し活気を取り戻すために、まず「人材育成」が早急に必要でとりかからなければならない。明治初期は、私塾や寺子屋はまだ存在していたが、新しい時代に合う知識や思想を学ぶためには、今のような状況では十分ではない。また、学制が頒布されたが、政府の進める官学の学校

の整備にどれほどの時間がかかるか定かではない。この時期は、廃藩置県の影響で公費留学生が続々と弘前に帰郷していた。菊池もこの時期に帰ってきている。菊池は留学帰りの新知識として、明治5(1872)年5月に弘前漢英学校の幹事(校長)に就任していたが²⁶、独自のコース「私学」という形で、新しい時代の弘前を担う人材の育成に着手しようとしたと考える。先に述べたように経営は困難を強いられる状況だったが、菊池等は新しい構想のもとに「私学」の創設を企画したのではないだろうか。

¹東奥義塾九十五年史編集委員会『東奥義塾九十五年史』p.3 東奥義塾 1967年

²弘前市史編纂委員会『弘前市史通史編4』p.580 弘前市企画部企画課 2005年

³東奥義塾九十五年史編集委員会 前掲 p.4

⁴同上 p.9

⁵浅野源吾『津軽藩史』pp.10～11 東洋書院 1937年

⁶青森県教育史編集委員会『青森県教育史第1巻』pp.41～42 青森県教育委員会 1972年

⁷東奥義塾九十五年史編集委員会 前掲 p.9

⁸弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史』pp.16～18 弘前市教育委員会 1968年

⁹東奥義塾九十五年史編集委員会 前掲 p.20

¹⁰弘前市史編纂委員会『弘前市史通史編3』p.594 弘前市企画部企画課 2003年

¹¹村谷秀則『写真で見る東奥義塾120年』p.15 学校法人東奥義塾、1992年

¹²弘前市教育史編纂委員会 前掲 p.92

¹³同上 p.93

¹⁴同上 p.94

¹⁵同上 p.94～95

¹⁶東奥義塾九十五年史編集委員会 前掲 p.27

¹⁷弘前市教育史編纂委員会 前掲 p.95

¹⁸同上 p.97

¹⁹同上 pp.97～98

²⁰同上 pp.97～98

²¹同上 p.100

²²同上 p.101

²³弘前市史編纂委員会 前掲 p.163 2005年

²⁴新谷恭明『日本の教育史学「東奥義塾の研究」』p.7 講談社 1978年

²⁵秋永芳郎『東奥の炬火 菊池九郎伝』p.77 東奥日報社 1979年

²⁶同上 p.77

第2節 度重なる経営難

前節で述べたように、菊池をはじめとする弘前の士族は、藩校の伝統を継ぐ学校を私学「東奥義塾」として存続させることに成功した。創設に大きく貢献した菊池は、経理面で東奥義塾を支えた。東奥義塾は官立ではないため、県や国からの支援はなかなか期待できない。よって、学生の授業料の他に、豪商など裕福な層からの寄付によって運営していかなければならなかった。そのため、苦しい経営だった。本節では、菊池がそのような経営難からの脱却を図るべく試行錯誤する過程を述べていく。さらに、その過程をたどると、随所に菊池の豊富な人脈や、高い人徳が見られる。これから述べていくのは、菊池九郎という人物に人々が惹かれるエピソードの一つといえる。

充実した教育内容の東奥義塾だったが、この時期の経営は順調ではなかった。県からの補助金は下りず、町の富豪からの寄付金もなく、生徒からの授業料だけでは経営が苦しくなるのは当然だった。この経営難を打開することができず、東奥義塾は一時休校に追い込まれてしまう¹。

菊池は義塾再開をめざし各地に金策に回ったが、思うような結果が得られなかった。そのようなとき、青森県大参事那須均から呼び出された。それは、義塾再興資金の調達に関する知恵だった。旧藩札を償却免除にしてもらい、それが成功したら、旧藩主承昭から成功報酬として、義塾の資金を援助してもらおうという計画だった。弘前藩は、東北での戦争や函館戦争で出費がかさみ、明治2(1869)年以降発行した藩札の額は30万両以上になっていた。しかし、その償却はなかなか進まず、わずか4万4千両が償却されただけだった。それに加え、それ以外の藩札は旧藩主の旧債として、家禄、賞典禄で償却するように政府から押しつけられてしまったのである。この旧藩主が背負った藩札の償却を他藩が行ったように、政府に肩代わりしてもらおう運動をしてはどうかというものである。しかしこの問題は難しく、藩の重役が2、3年前に懸命に運動したが、それでも政府を動かせなかったからである。だが、この問題を首尾よく解決しなければ義塾再興はかなわない。早速菊池は上京し、内務省の大山格之助を訪ねた。後の鹿児島県令大山綱良である。彼と菊池は、菊池が藩命で鹿児島に留学していた時からの仲で、この問題の解決の協力を仰いだ。大山も難しい問題だということはわかっていたが、菊池の熱のこもった頼みに、大山は了承した。大山は、当時内務卿を務めていた大久保利通に頼んでみると約束した。それから、5、6日後に大山から至急の使者が来て、行ってみると、大久保利通から大蔵卿の大隈重信に話し、権少参事の前山精一郎とよく相談せよとのことだった。菊池は大山の好意を謝し、紹介状を持って内務省の前山を訪ねた。初対面ではあるが、学校経営に苦慮していることを知り、菊池に同情的で、償却免除の件についても大隈重信と相談し、なんとかしようという結論になったと言う。このような経緯により、藩札償却免除が叶い、旧藩主承昭から毎年東奥義塾に3千円の寄付を取り付けることに成功した²。

藩札償却免除や旧藩主からの寄付を取り付けることに成功したのは、菊池の顔の広さや誠実さが人々を動かしたのではないかと考える。今後菊池はさまざまな場面で登場し、その手腕を振るう。一例をあげると、第 2 章で述べるが、菊池が政治活動に進出する際、周りに担がれた節があると言われている。この例のように、周囲の人々が「菊池ならば」という思いから、菊池に託していたのだと考える。推測になるが、藩札償却免除の件も、もともと藩の重役が一度失敗したことを、わざわざ菊池に伝えるのは、青森県大参事那須も「菊池ならば」という考えがあったのかもしれない。

旧藩主承昭との謁見のあと、旧家老の西館孤清が菊池を呼んだ。東奥義塾再興のめどが立ち、これから発展させる際に、東奥義塾の塾長に本多庸一を招いてはどうかと勧めた。しかし、いまや東奥義塾はかつての教師陣はおらず、菊池が孤軍奮闘していた。そのような状態で、果たして本多が来てくれるか菊池は不安だった。ただ、菊池は西館の推挙がなくても本多に会うつもりだった。それは、東奥義塾に招く外国人教師を紹介してほしいからだ。初めに来た外国人教師ウォルフ夫妻のあとに来たマックレーも東奥義塾が休校になると同時にやめていた。そうなる外国人教師がいなくなってしまうので、外国人に顔の広い本多に依頼しようと考えていた。それに、承昭からの援助も取り付けたので、教師を高給で迎えることができる。菊池は本多のいる横浜へ向かった。藩札償却免除の件を本多に伝え、義塾で塾長になってくれないかと頼んだが、本多は菊池を差し置いて自分が塾長になることに気が引けた。菊池は経理に努め、本多が教務の面倒を見てもらえばよいとし、本多が塾長になって一肌脱いでもらえたなら、津軽人にとっても幸福だといって本多を説得した。あくまで、菊池は本多を塾長に据えて、塾の再興に全力を注ぐつもりだ。そして、本多にもう一つの要件である外国人教師のことも頼んだ。本多は菊池の熱意に押され、どちらも引き受けた。そして、本多からも一つ条件を出した。本多は横浜へ英学を学びに来て、その際にメソジスト派キリスト教にも出会った。本多が塾長になれば、自然とキリスト教の布教をすることになるので、その許可を菊池に求めた。菊池は本多の熱弁に押されながら許可した³。

このような過程を経て、菊池と本多は東奥義塾においてその力を尽くすことになった。次節で述べていく「キリスト教の受容」「教会設立」は、本多の力がなければ実現することはなかっただろう。本節で述べてきた藩札償却免除の件や、旧藩主からの寄付がなければ、東奥義塾は休校から廃校となっていたかもしれない。本論文で述べる弘前の士族の取り組みは、菊池と東奥義塾が常に中心となるのである。すべてのはじまりとして、本節のエピソードは非常に重要な出来事だったと考える。

¹秋永芳郎『菊池九郎伝』 pp.90～91 東奥日報社 1979年

²同上 pp.93～103

³同上 pp.104～112

第3節 キリスト教受容と教会設立

東奥義塾が創設されると、「メソジスト派キリスト教」という新たな思想が伝えられる。東奥義塾の創設者菊池九郎の盟友本多庸一がその立役者である。きっかけは先に述べたように、菊池が横浜に留学中の本多に東奥義塾の塾頭を依頼したことである。本多は快く承知したが、横浜で洗礼を受けたので本多が塾頭に就任すれば、自然とキリスト教の布教ということになるが、それでも良いかと菊池に尋ねたところ、菊池は本多の熱意に押され許可したという。東奥義塾では、経営面を菊池が支えていたため、キリスト教の布教は本多がメインで行っていた。ただ、菊池も後に洗礼を受けている。本節では、東奥義塾を中心として展開するキリスト教の布教活動について述べていく。

本論文での「キリスト教」とは、「メソジスト派キリスト教」である。メソジスト派について少し説明する。メソディズムとは、産業革命の進行する18世紀後半のイギリスにおいて、ウェスレイ兄弟、ホイットフィールドの指導のもとに広汎な社会階層をとらえていった敬虔主義的信仰復興運動である。メソジスト派はやがてアメリカに渡ってさらに大きな波となり、新しい息吹を社会に吹き込んで、19世紀半ばにアメリカ最大のプロテスタント教派に至った¹。本論文で扱うメソジスト派とは、アメリカ・メソジスト派で、本多が初代学長を務める青山学院や、第4章で述べる函館遺愛女学校もこれに属する。本論文で「キリスト教」という記載がある場合、アメリカ・メソジスト派を指す。

ではまず、菊池の支えを受けながらキリスト教布教の中心にいた本多について再度紹介する。嘉永元（1848）年12月13日に在府町で生まれる。父本多八郎左衛門久元（後に本多家代々の東作の名を継ぐ）は300石の藩士であった。久元と母とも子の間には三男四女があり、その長男が徳蔵（後の庸一）である²。幼少時代から聡明で、父から孝経を学び、さらに漢籍の素読を工藤儀郎という人物に教わり、稽古館に入学した満10歳のころまでに、大学、中庸、論語、孟子、礼記などの終わったほど優秀であった。本来であれば14歳までにマスターすればいいところであるので、その秀才ぶりが分かる。稽古館では、漢学を学び、また小野派一刀流の剣道、馬術、砲術の兵法も学んだ³。そして、青年時代において勤皇派と佐幕派で藩を二分する動乱の時代を迎える。先に述べた通り、本多は菊池と共に、庄内藩への脱藩を決行し、後に弘前藩に帰郷を許された。この時に、処分として改名を命じられ、本多庸一と名乗った⁴。同じく菊池もこの時に喜代太郎から九郎と名乗った。

その後本多は藩命により、横浜へ留学することになる。本多は英語を学ぶため、横浜を希望し、宣教師ブラウンの塾に入り、そこで宣教師バラと出会う。当時西洋のことを知るためには、英語の習得は必須だった。明治初期は、英語を習得する最も効果的で唯一の方法は、宣教師から学ぶということだった。宣教師は英語を教える傍ら、ひそかに聖書を教えていた⁵。本多も留学先の横浜で、聖書を教わっていた。

しかし、明治 4 (1871) 年 7 月の廃藩置県が断行され、本多はその影響を受けた。藩からの留学資金が絶え、弘前に一旦帰郷しなければならなかった。明治 3 (1870) 年から施行されている士族帰農政策である帰田法により、本多一家は藤崎の農村に身を寄せていた。本多は当時を以下のように振り返っている。

封建制度は完全に廃止されました。その結果、武士階級は、数世紀にわたって享受してきた家柄にとまなう一切の特権を失うに至りました。大志大望をいただいていた若き学徒たちは、突然途方にくれることになったのであります。厚い雲が私の人生の行手に垂れこめました。私はことごとく意気消沈のていで、帰郷を余儀なくさせられたのであります。寒い冬でした。三週間もかかって五〇〇マイル以上の道を（病気のためにカゴで）旅をしました。帰ってみると家族は寒村で不安な暮しをしておりました。そこには汽船も汽車も人力車もありませんでした。この失意の若者は、この世のすべては無常であり、人間は全く取るに足りないものであることを感じたのであります⁶。

このような挫折の中で、本多は横浜で学んだ聖書の教えや教義の数々がいきいきと心に迫って来たと語っている。

私の道德意識は鋭く力強くなり、理想は高揚しました。私は、私が罪人であること、神と人に対する私の道德的責任が極めて大きいこと、そして私が自分自身を救うことはできないということ、痛感したのであります⁷。

以上のように、廃藩置県により志が絶たれ、失望無残な本多が救いを求めたのは、横浜で出会ったキリスト教だったのであろう。この経験から、本多はキリスト教への関心を高めていったと考えられる。再び横浜での留学を決意する本多であったが、藩からの援助はない。しかし、本多の父東作は所蔵の書画や刀剣類を売って、留學費にあてた。家族の理解と激励により、再び横浜へ戻り留學を続けることができた。そして、本多 25 歳の時の明治 5 (1872) 年 5 月 3 日に洗礼を受け、日本最初の日本人教会「日本基督公会」に加わる⁸。しかし、明治 6 (1873) 年にキリスト教の国禁が解けたものの、国民は依然として禁制という雰囲気だった。

同じころ弘前では、東奥義塾の創設へ向けて奔走し、明治 5(1872)年 11 月に開学の許可が下りた。先述の通り、資金繰りのため上京していた菊池から、本多は東奥義塾の塾長を打診され、これを引き受けた。加えて、本多は東奥義塾の外国人教師探しも頼まれた。そして、本多が教えを受けていた宣教師バラの推薦でちょうど横浜で休養滞在中のジョン・イングに白羽の矢が立った。この時、イングは中国伝道を終えて、アメリカに帰る途中日本へ立ち寄り、横浜に滞在していた。さらに、イングの妻ルーシーは病弱な上に女兒を出

産したばかりで、本多とイングが初めて会ったのは、子どもが生まれてから 2 か月後のことだった。話し合いにより、契約が合意に至り、正式な手続きをするために、本多は菊池に至急横浜まで来るようにと電報を打った。菊池が横浜へ到着し、契約を交わしたが、イング家にとって不幸な出来事が起こった。2 か月前に生まれたばかりのイングの子ヘレン・ルイスの死である。本多と菊池はイングの心境が変わり、アメリカに帰ると言わないか、ルーシーの体調の回復が思わしくないことなど不安があったが、イングは子どもの眠る日本にとどまると言い、ルーシーの体調が回復すると、弘前に向けて出発し、到着したのは 12 月ごろだった⁹。

英学教師として弘前に赴任したジョン・イングの経歴をここで紹介する。イングは典型的な清教徒であり、アメリカのアズベリー大学を卒業した知識人である。アメリカ南北戦争に際しては、北軍義勇軍に参加した。戦後は、志をたて宣教師となるべく神学校で学び、メソジスト派の宣教師として、伝道活動を続けていたのだ¹⁰。イングは、英学教師として赴任したが、本来の職分であるメソジスト派キリスト教の布教活動も弘前で行うことになる。

弘前でのキリスト教布教活動は、本多とジョン・イングの二人を中心に行われた。次にその活動について述べていこう。

イングは弘前に到着すると、早速大きな住居を貸与された。外観は日本家屋だが、内部は洋間になっていた。イングはこの家に、明治 11 (1878) 年 3 月まで 3 年 4 か月の間居住し、教師として英語、理化、博物、数学、史学などを教授した¹¹。

イングは東奥義塾での教授の他に、宣教師としての伝道活動にも力を入れていた。ただ、そこには以下のような問題点があった。毎週日曜日午前イングは自宅でバイブルクラスを開き、午後は本多が義塾の講堂で説教をしていた。最初はほとんどが塾生だったが、次第に市民の参加者も増えるにしたがって、キリスト教への偏見や反対が表面化してきた¹²。藩校の伝統を継ぐ東奥義塾で、解禁されて間もないキリスト教を教えることに反発の原因があると菊池は考えた。そこで、学校と教会の分離をはかるため、元寺町に邸宅を購入し、本多を住ませ伝道所とした。そこが後に教会となる場所（現弘前教会）である¹³。

イングと本多の伝道活動により、義塾生の中からキリスト教に開眼する者も出始めた。イングが着任して半年くらいで、早くも義塾生の中からキリスト教に入信することを表明し、洗礼を願い出る者も出た。明治 8 (1875) 年 6 月 6 日には菊池軍之介、川村敬三の他、佐藤次郎（後の愛麿）や本多の 2 人の弟の本多斉と本多武雄などの学生、計 14 名の生徒がイングから洗礼を受けた。こうしてようやく教会が形成されてきたこともあり、正式に教会組織の必要性に迫られた。そこで、本多は横浜公会に対し、関係公文書簡を發した¹⁴。本多は建前上、正式にはまだ横浜公会に所属していたので、それからの分離独立というかたちで、弘前公会を設立する了解を横浜公会に求めた¹⁵。

9月18日に、信徒等20人が菊池九郎宅に集まり、教会設立の具体案を練るため、会合を開いた。「弘前教会五十年略史」に当時の様子が書かれている。

受洗せし者既に十四名ありと雖も、未だ教會を組織せざるを以て、明治八年十八日東長町菊池九郎氏宅に信者及び求道者二十名會合して、教會設立の件に就き相談せり。其結果として、(一) 來る十月三日教會を組織すること、(二) ジョン・イング師日本基督教會々吏職務の一條を承諾するならば、假牧師となすべしと議決せり。右議決の主旨を以て、イング師に相談せるも、同師は邦語に熟せざるの故を以て辭せられたり。然れど洗礼及び晚餐等の諸式は皆同師に依頼しければ、同師も亦快く之を諾せられたり¹⁶。

その後明治8(1875)年10月2日に20名がジョン・イング宅で教会設立の相談している。会議の結果、本多庸一、川村敬三が長老に、菊池軍之助が執事に挙げられ、ここに弘前日本基督教公会在正式に設立された¹⁷。7月3日に珍田捨巳ら8名が洗礼を受け¹⁸、計22名となった。この集団は「弘前バンド」と呼ばれることになる。

東奥義塾を中心とした弘前バンドの中から、中央政界や海外でも活躍した人物が輩出された。先に述べた、珍田捨巳と佐藤愛磨のキリスト教に入信した後について少し紹介しよう。珍田捨巳や佐藤愛磨はイングの母校であるアズベリー大学に留学した。帰国後、珍田は東奥義塾の教師をしばらくした後、外務省で駐米大使や侍従長を歴任した。佐藤愛磨は帰国後外務省に入り、外交官として活躍した後、貴族院議長を務めた¹⁹。

本多、イングを中心に布教されたキリスト教は、以上述べてきたように学生たちを引き付けた。学生の中から牧師や政治家、実業家を輩出し、学生はさまざまな分野で活動の幅を広げていった。東奥義塾で学ぶ学生の多くは、旧藩士の子弟である。しかし、廃藩置県で武士の家に生まれたとしても、武士という階級が消え、その生き方に迷いが生じていたのではないだろうか。本多も廃藩置県により志が絶たれ絶望したというのは前に述べた。イングやキリスト教との出会いは、変動し続ける社会の中で、武士が消えた世で生き方に迷う彼らに何らかの影響を与えたのではないだろうか。武士道精神とメソジスト派キリスト教の両者に通じる精神については、今後の追究すべき課題としたい。

¹青山学院『本多庸一』pp.2～3 三五堂 1968年

²同上 p.230

³同上 pp.6～7

⁴同上 pp.14～16

⁵同上 p.25

⁶同上 p.30

⁷同上 p.31

⁸同上 pp.32～33

⁹秋永芳郎『東奥の炬火 菊池九郎伝』pp.108～121 東奥日報社 1979年

-
- 10 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史』p.120 弘前市教育委員会 1968年
11 同上 p.121
12 青山学院 前掲 pp.62～63
13 同上 p.63
14 同上 p.64
15 同上 p.66
16 高木武雄『弘前教会五十年略史』p.2 日本メソジスト弘前教会 1925年
17 青山学院 前掲 p.67
18 村谷秀則『写真で見る東奥義塾 120年』p.33 学校法人東奥義塾、1992年
19 同上 p.34

第4節 女子教育の普及

東奥義塾から派生した取り組みの一つとして、「女子教育」の普及がある。本多庸一が主体となって始められた。本節では、東奥義塾を中心に進められた女子教育の普及の変遷と、弘前において女子教育が推進された意義について考える。

東奥義塾創設後、小学科が設けられた。明治8年（1875年）になると小学科に女子部が設置された。菊池九郎の母喜久子をはじめ、女性教師も指導にあたった。明治11（1878）年には、女子部に92名の生徒が在籍していた。生徒は弘前教会の会員の子がほとんどだったが、既に一般町民の子女も交じっていた¹。

しかし、東奥義塾の小学科は明治15（1882）年に廃止することが決まった。東奥義塾が中等教育から高等専門教育に重点を置くという方針のためである。また、弘前に公立の小学校が開設され、その内容や設備も整い、小学科の必要なしという見解に至ったためである。よって、生徒はすべて公立小学校に移り、女子は当時弘前に置かれた県立女子師範の付属校となっていた含英女子小学に移った。しかし、この女子小学も明治18（1885）年には県立女子師範と共に廃校と決まったので、女子生徒は最寄りの公立小学校に通わなければならなかった²。

さて、明治15年（1882年）函館にアメリカ居住のカロライン・ライトが巨額の費用をもって、「来徳（ライト）記念女学校」後の「遺愛女学校」を開設した。「遺愛女学校」は先述の通り、アメリカ・メソジスト派に属する学校である。函館は、すでに開港場があったため、各国の居留地として開けていた。それぞれの国の外交官や商人の居住もあり、キリスト教の各宗派の教会も見られ、カトリック系の女学校も開設されていた。遺愛女学校当局者は同じアメリカ・メソジスト派の弘前教会関係者に入学を呼びかけ、必要な学費や寄宿料などの一切の面倒を見る校費制の制度を導入したこともあり、この学校の生徒はすべて、弘前教会関係の子女や、遅れて開設した藤崎教会の会員の子が入学した³。

当時、弘前にはキリスト教による北日本唯一の最高の専門課程まで開設している東奥義塾があった。弘前教会関係者は、地元にも遺愛女学校ほど整備された学校はすぐに望めないとしても、女子のためのキリスト教主義の教育施設を持ちたいという願いは強まっていた。このような要望により、本多庸一と遺愛女学校とで話し合いがもたれた。

本多は、さしあたり分校の形をとるにしても、多少の月日をかければ独立の女学校実現の成算はあるとみていた。本多と遺愛女学校との話し合いが進められ、遺愛女学校に交付される経営資金の一部を割愛してもらい、分校として弘前に開設する運びとなった⁴。

分校を弘前に開設するにしても、独立校舎を建てるまでは、期間を要する。そこで独立校舎を建てるまでは、日曜日以外は一応空いている前節で述べた弘前教会を利用することになった。これらの話し合いが具体化し始めたのは明治17年（1884年）ごろである⁵。

明治 19 (1886) 年 6 月 25 日、遺愛女学校の分校として「来徳女学校」が弘前教会内に開設された。特に開校式をあげた様子はない。教会内の講壇に、5、6 人用の腰掛が、2 列に並んでいっぱい入れられ、小学課程の全日学校が開設されたのである。函館の遺愛女学校に倣って「来徳女学校」の標札を教会の入口に掲げた。

その一方で、明治 19 (1886) 年 4 月 10 日付で「小学校令」が公布された。内容は尋常小学校に関する細かなきびしい規定が示された。その中に次の一文がある。

私立学校ニ於テ小学校ニ均シキ普通教育ヲ児童ニ施サントスルモノハ豫メ府知事県令ノ認可ヲ得ベシ⁶

この規定により県令の認可がなければ、私立学校を正式の学校とは認めず、認可を得るためには校舎等、細かな設備を必要とした。すでに弘前はいくつかの学区に分けられ、学区居住の住民に割り当てられる割当金や授業料等によって公立小学校は維持され、教員は青森師範卒の有資格者も次第にそろい、その教授法から教材、教科書まですべてに新しい学校教育が着々進行中であった。かつての寺子屋や私塾の姿はもはや見られず、東奥義塾が男女小学科を廃止したのも、このような公立小学校の整備発展やその充実ぶりが関係した⁷。

小学校令公布後、弘前教会会員の子弟は、全て最寄りの公立小学校に通って教育を受けた。では、弘前教会内に開設された小学課程の女学校はどのような実態であったのか。教会内には大人用の腰掛けがいっぱい詰めて、毎週日曜日に大人の会員たちによる礼拝が行われていた。それが始まる前に日曜学校が開かれ年齢に応じて組み分けられ、教会員の日曜学校教師から讃美歌を教わった。日曜学校に通うすべての児童は最寄りの公立小学校に通っていた。平日には、児童は放課後に各自教会に集まり、教会員の有志たちから学課の個人指導を受けたり、讃美歌の練習をしたり、女兒の場合は当時弘前に入り始めた毛糸編物の指導を受けたりしていた。つまり、その実態は日曜学校の延長と見るべきで、男児が交じっていたことも自然であった⁸。

来徳女学校は遺愛女学校を経営する婦人外国伝道協会から、全日学校扱いを受け、その分校として校長の任命もあり、運営のための若干の費用も分与されていた。もとより生徒は授業料が不要どころか学用品や教材なども不十分ながらも与えられ、指導に当たる教会員には多少の手当もあった⁹。

ひとまず弘前教会内に開設することになったが、できるだけ早く独立校舎を建て、私立学校の認可を受けようという将来構想は当然あった。その構想について本多は周囲の者にも打ち明けていたであろう。特にこの件に関して期待をかけていた人物は、藤崎の長谷川誠三であった。長谷川は本多を師とした数多くの門弟の中でも、実業家としてすでに幅広

い実業活動に乗り出していた。長谷川は熱心なキリスト教徒であったため、それに感化され女子教育の必要性を痛感したのだ¹⁰。長谷川自身にも年頃の子がいて、キリスト教による女子教育を与えたいという個人的な願望も強かった。

長谷川誠三が独立校舎建設資金のための募金活動を始めたのは、明治21年(1888年)6月とされる。それまでには同志に働きかけその同意を取り付けるなどの準備期間は当然あったはずだ。その賛同を取り付けた同志は次のような人たちであった。

本多東作(庸一父)、加藤宇兵衛(黒石の地主で実業家)、蒲田広(士族で県会議員)、工藤儀助(東奥義塾塾長代理)、山内勘三郎(浪岡の地主)、相原英賢(本多のあと着任した弘前教会牧師)、佐藤勝三郎(東奥義塾出身、長谷川の義兄)などである¹¹。以上のように、東奥義塾の関係者や弘前教会の関係者である。これらの発起人代表として長谷川は「女学校設立趣意書」を公表して広く地方有識者たちに募金を呼びかけた。

女学校設立趣旨書

女子は文明を生む母氏なりとは西哲の格言なり。故に社会の進みたと進まざるとは其の国女子智徳の多寡を以て測ることを得べし。是を以て既に俊邁の資を備へたる神童も、母氏の教育其の道を失せば終生碌々たる一小人に過ぎずして遅鈍の村児も庭訓其の法を得れば堂々たる大丈夫と仰がしむるを得べし。女子の教育国家の汚隆に関する大なり。社会改良に志あるもの宜しく精慮其の法を講ずべきなり。百事維新の今日に当り、女子教育の風潮満天下に漲り到处喋々其利を論ぜざるなく、僮夫野媪も其の必要を知りて淑徳の教師を迎へ完備の女校を設くるを以て急務となせり。独り東奥の地雲萬里人烟稀少王化に温ふ速かならず天下女子教育の必要を説く喧かくの余声は既に洩聞して知りたるべきも、未だ慨然女学校設立を主唱するものあるを聞かざるなり。生等深く之を憾む。郭隗の故轍を踏みて不敏の身を顧みるに遑なく為に周旋すること茲に年あり。幸なる哉、先達有識の慈善教育家にして賛成をするもの日に多く、海上萬里の外遙に声援を為すものあるに至る。於是平校模を張りて之を維持隆盛ならしむるの計略其緒に就き、良教師の来りて教授の任に当らんことを求むるもの之あり。若し校舎あり生徒あらんに中等普通教育を授けて今日本邦の進歩に対する婦徳を養成するを得べし。然るに校舎新築等の創業費は巨額に上りて薄資の能く弁ずる所にあらず。然れども九仞の功を一簣に欠くは生等の忍びざる所なれば、広く江湖の慈善家に謀りて其の協力を請はざるを得ず。願わくば生等の微誠を憐み天下の大勢を察し多少を問はず余財を捐して女校設立の効を終へしめんことを。嗚呼慈善博愛の淑嬢紳士諸卿其妹娘の教育を完うして文明の母子たる敬礼を受けしめ、其の児孫をして孫仲謀たらしめんことは生等が偏に冀望する所なり。

同志者 本多東作 加藤宇兵衛
蒲田広 工藤儀助
山内勘三郎 相原英賢

趣意書は「女子は文明を生む母なりとは西哲の格言なり」で始まり、地方の女子教育の緊急性を説き、よき教師を得てこの地方にも女子の高等教育の施設を持ちたいとの熱意にあふれたものだった。

このようにして広く募金活動を展開したが、募金約束名簿に記名捺印した有志者の数は126名に及び、その金額は590円に達したという。募金者名簿は残っていないが10円以上の大口募金者は、発起人代表長谷川誠三の150円は破格の高額で、加藤宇兵衛の50円、山内勘三郎の40円、佐藤勝三郎の30円、菊池九郎とその弟三郎、本多東作は各25円、大道寺繁禎、相原英賢、工藤儀助、蒲田広は各15円、ついで東奥義塾出身の地方名士芹川得一、伊東重の各10円。他にこの地方にはなじみの薄い名前の土方和親という人物が10円出資した。これは、のちの学務部長にあたる県の学校教育を統括する地位にあった県の高官である。また、この募金名簿に記入して、募金の予約をただけで、結局入金しなかった者もいる。それだけに発起人の代表でやがて学校の校主となった長谷川誠三の独立校舎建設までの財的負担は大きかった¹³。

遺愛女学校の分校として発足したことから、アメリカ・メソジスト派との関係は深い。よって、アメリカ・メソジスト派の婦人外国伝道協会（WFMS）とは最初から密接な連絡があった。弘前教会はすでに、北奥羽におけるアメリカ・メソジスト教派の伝道基地となりつつあった。地元有志は東奥義塾とならぶキリスト教の女学校開設を強く望んでいる。そこで弘前で有志者たちが校地と校舎を用意するならば、女教師を派遣するほか教師の俸給を支弁してもよいとの意向を示してきたので、長谷川等はその好意を受け入れ、次の内容の契約書を取り交わした。その内容が次の通りである。

- 一、米国メソジスト派の婦人外国伝道協会（WFMS）は本校に校長を派遣し、その議会（年会）において決定される経費をもって本校に援助を与える。
 - 二、本校の教育はキリスト教主義により、校長には学則や校則を決める会議における議長席を与える。
 - 三、結社人において同行創業費や校舎修繕費を負担し、監督官庁等に対する公務上一切の本務を負担する。
- 春秋二回結社人会を開き教員の任免その他の事務を担当する。

一八八九（明治二二）年四月二九日¹⁴

以上のような内容の契約書を取り交わした長谷川は「弘前女学校設立願」を時の県知事鍋島幹宛てに提出した。これに対して1週間も経たない5月28日付をもって「願之趣聞届ク」と青森県知事鍋島幹の名をもって開校許可となった。名称は「弘前女学校」とし、生

徒の定員は150名、教師は6名。尋常小学科、高等小学科、本科を設置した。

以上のように、東奥義塾や弘前教会をとりまく士族の尽力により、私立学校としての認可が下り、「弘前女学校」として開設することができた。長谷川誠三他、地元有志の支援と熱意によるところが大きいと考える。多くの人の努力の結果、開設することができた弘前女学校であるが、明治という時代に、弘前に女子のための教育機関が開設されたことには、どのような意味があるのだろうか。次に、弘前女学校が創設された意義について考察していこう。

明治半ばでは、「女子に対して学問は不要」であるという認識が一般的で、経済的な理由もあるが、男子に比べ女子の就学率は低かった¹⁵。現代となつては女子に教育を与えるということは、それほど低いハードルではないように思うが、当時は「女子に学問は不要」というのが主流の時代では困難であつただろう。まず「女子に学問は不要」という認識がどのように形成されたのか、日本の女子に対する教育観から知る必要がある。小山静子氏の『良妻賢母という規範』を参考に述べていく。女子に対する教育観の変化を大きく3つに分ける。1つが、江戸時代以前の封建制度期、2つ目が明治維新～日清戦争以前、3つ目が、日清戦争以降である。

まず、封建制度期についてである。女性はどのように見られていたのか。江戸時代は、女性を「愚か」な存在として考えられていた。最も典型的にこの女性観が表されている「女大学宝箱」から引用する。

凡婦人の心様の悪き病は、和ざ順ざると、怒恨ると、人を謗ると、物妬と、智恵浅きとなり。此五疾は、十人に七人は必あり。是婦人の男に及ばざる所なり。自顧戒て改去べし。中にも智恵の浅ゆへに、五の疾も発る。女は陰性なり。陰は夜にて暗し。所以女は男に比るに、愚にて目前なる可然ことをも知らず。又人の誹るべきことも弁へず。わが夫、我が子の災と成べき事をも知らず。科もなき人を怨み、怒呪詛、あるひは人を妬にくみて、わが身独立んと思へど、人に憎れ疎まれて、我身の仇となることを知らず、最はかなく浅猿し。子を育れ共、愛に溺れて習はせ悪し。斯愚なる故に、何事も我身を謙て、夫に従べし¹⁶。

このように、江戸時代の女性は夫や舅姑に対して従順するというのが理想であり、女性が守るべき徳目であつた。ゆえに、女性に期待されたことは「子どもを産むこと」であつて、母親が子どもを教育することは期待されておらず、逆に母親が教育に関与することは、子どもの教育を阻害するものとして考えられていた。よつて、子育ては「父道」の一環であつて、女性は「夫や舅姑に従順する」良き嫁、妻であることが求められ、それが女性の存在意義だつた。

明治に入り、欧米の思想が流入し、「女子教育」の必要性について語られてはじめて。その論拠として用いられたのは「賢母」思想である。明治初期、女子教育の必要性に言及した文章はいろいろあるが、文部省の「学制」に先立つ「当今着手ノ順序」（明治5年）で、「一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムベキ事」として、次のことが述べられている。

人子学問ノ端緒ヲ開キ、其子ノ才不才其母ノ賢不賢ニヨリ、既已ニ其分ヲ素定スト云ベシ、而シテ今日ノ女子後日ノ人ノ母ナリ、女子ノ学ビザル可ラザル義誠ニ大イナリトス、故ニ小学ノ教ヲ敷キ、従来女子不学ノ弊ヲ洗ヒ、之ヲ学バシムル事、務テ男子ト並行セシメンヲ期ス、是小学ヲ興スニ就テ第一義トス¹⁷。

文部省は女子が将来母となり、その母の賢・不賢が子どもに大きな影響を与えるため、女子にも教育は必要だと考えた。母としての役割を評価すればするほど、女性の地位を高く見る傾向にあった。これにより、「腹は借り物」から「教育する母親」の時代へと変化し、女性は「母親」ということを通して自らの地位を向上させた。しかし、逆を言えば、女性は一個人として価値づけられるのではなく、母親という側面を通してしか評価されなかったことを意味すると小山静子氏は述べている¹⁸。ただ、家庭の中では、「女子に学問は不要」という考え方がまだまだ一般的であった時代に、女子に教育の門戸を開いたということに関して、政府の施策はある程度評価できると考える。

日清戦争後には「賢母」思想に留まらず、「良妻賢母」論が登場する。日清戦争後、高揚した国家意識のなかで、女子教育が国益に関与すると考えられたのである。女子教育の発達が知識による内助や国民的自覚をもたらし、国家の富強に結びつくという論理で女子教育の必要性を説いた。江戸時代の従順さではなく、「男は仕事、女は家庭」という近代的な性別役割分業観に則って、家事労働を十分に果たし、家政を管理できる女性が良妻と観念されているのである。その意味で良妻賢母思想の「良妻」と江戸期の夫や舅姑に従順な「良妻」とは、その内実において大きく異なっていたと小山氏は述べている¹⁹。そのような論拠のもと、明治31（1898）年高等女学校令が公布される。

以上のことを踏まえて、弘前女学校が開設された意義について述べていく。弘前女学校開設は明治22（1889）年であったので、高等女学校令が公布される明治31（1898）年よりも前から開設されていた。明治に入り、前述の賢母思想が登場したとはいえ、当時はまだ「女子に学問は不要」という認識が一般的だった。そのような時代の中で、キリスト教という以前の封建社会の時とは違う思想に触れた士族たちが、女子のための教育機関を作ろうとした。現在の感覚では考えられないような高いハードルを超えようとしたのではないだろうか。

次に弘前女学校創設の趣旨書を見ていくと、「女子は文明を生む母氏なりとは西哲の格言なり」「俊邁の資を備へたる神童も、母氏の教育其の道を失せば終生碌々たる一小人に過ぎずして遅鈍の村児も庭訓其の法を得れば堂々たる大丈夫と仰がしむるを得べし」とある。

この文面から、子どもの成長の良し悪しは母親の教育に左右されるということが読み取れる。政府と同じような考えのもと、賢母育成のため女子に教育の門戸を開いたと考える。ただ、それだけではないと考える。弘前女学校の教育内容と明治 34（1901）年高等女学校令施行規則を比較し、賢母育成以外に目指したものについて考察する。開設当時はまだ、女子の高等教育普通教育に関する規定がなかったので、弘前女学校が独自に定めたものである。

明治 22 年弘前女学校				明治 34 年高等女学校令施行規則				
教科目	1 年	2 年	3 年		1 年	2 年	3 年	4 年
倫理	1	1	1	修身	2	2	2	2
読書	4	4	4	国語	6	6	5	5
作文	1	1	1					
算術	4	5	5	数学	2	2	2	2
図画	1	1	1	図画	1	1	1	1
唱歌	1	1	1	音楽	2	2	2	2
体操	1	1	1	体操	3	3	3	3
裁縫	5	5	5	裁縫	4	4	4	4
家政・礼式	2	2	2	家事			2	2
英語	6	6	6	外国語	3	3	3	3
理化	2	2	2	理化	2	2	2	1
地理学	2			歴史・地理	3	3	2	3
計	30	29	29	教育				
				手芸				
				計	28	28	28	28

表 1 明治 22 年弘前女学校と明治 34 年高等女学校令施行規則のカリキュラム比較表

そもそも高等女学校とは、男子の中等普通教育機関である「中学校」に対応して、同世代の女子が学ぶ中等教育機関であったが、女子には高等なものという認識から、高等女学校という名称になった。入学資格は小学校卒業以上の女子で、修業年限は 4 年間（一部 3 年）だった。まず高等女学校令施行規則に着目すると、裁縫や家事といった家庭生活で役に立つ科目に時間を割いている。家事では養老、育児、看病、貯蓄などに関して細部にわたっていた。また、国語では、作文や習字が重視された²⁰。以上から高等女学校では、国語、裁縫、家事、修身において礼儀作法や情操教育を通して、「良妻賢母」の育成に主眼が置かれていた。

次に、弘前女学校に目を向けると、高等女学校と同じように、「裁縫」「家政・礼式」という科目があることから「良妻賢母」の育成というに関しては、高等女学校と同じだとい

える。しかし、それだけに特化しているわけではない。「英語」「算術」は高等女学校よりもはるかに多くの時間を割いている。そもそも、男子の学ぶ中学校と比べ、これらの科目が高等女学校では軽視されて程度も低い²¹。よって、男子と同じようにカリキュラムが組まれているということは、男尊女卑という認識が一般的だった当時の社会のなかで、男子の同程度の教育を与えるということは、極めて「先進的」だったといえるのではないだろうか。また、女性が「母」「妻」という枠組みでしか社会の中での地位を認められなかった時代において、「その枠組みを乗り越えて活躍できる女性の育成」ということにつながると考える。礼儀作法や家政はもちろんであるが、男子と同水準の学力を身につけることは、女性が「母」「妻」以外の肩書で社会の中で生きていくことを可能にするだろう。

以上のことから、明治に弘前女学校が開設された意義について述べていこう。明治という「女子に学問は不要」という認識が一般的だった時代に、キリスト教という新たな思想に触れた東奥義塾や弘前教会の関係者である士族の手によって、女子に教育を与える機会ができた。さらに、「良妻賢母」の育成のみならず、男子と同水準のカリキュラムが組まれ、高い教養を身につけることができた。現在では当たり前になってしまいかもしれないが、明治では「母」「妻」以外の一個の人格として、社会で地位を築くのは難しい。しかし、弘前女学校の取り組みは後の世で実現される、「女性の自立」ということにつながっていくのではないだろうか。

¹弘前学院百年史編集委員会『弘前学院百年史』pp.13～14 弘前学院 1990年

²同上 p.14

³同上 p.15

⁴同上 p.16

⁵同上 p.16

⁶同上 p.18 より引用

⁷同上 p.18

⁸同上 pp.17～18

⁹同上 p.19

¹⁰弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史』p.922 弘前市教育委員会 1968年

¹¹同上 pp.24～25

¹²弘前市教育史編纂委員会 前掲 pp.922～923 より引用

¹³弘前学院百年史編纂委員会 前掲 p.25

¹⁴同上 p.26 より引用

¹⁵弘前市教育史編纂委員会 前掲 p.762

¹⁶小山静子『良妻賢母という規範』p.20 勁草書房 1991年

¹⁷同上 p.36

¹⁸同上 p.34

¹⁹同上 p.46

²⁰小針誠『教育と子どもの社会史』p.66 梓出版社 2007年

²¹弘前市教育史編纂委員会 前掲 p.943

第2章 政治における攻防と貢献

本章では、自由民権運動を中心とする、弘前に士族の政治活動について述べていきたい。先述のように、全国的には「豪農民権」といわれるように、士族層よりも豪農層が台頭している。しかし、弘前では対立はあるものの、先頭に立って政治に関わっているのは士族である。さらに、第1章で登場した菊池や本多、それを取りまく東奥義塾関係者たちが再び登場する。本章でも、特定の士族が中心となって活動を進めていることは注目すべきである。以上のことに注目しながら、菊池を中心とする東奥義塾関係者の動向と、それに対立する勢力の動向を比較しながら述べていきたい。

第1節 「進歩」と「保守」

本節では、いわゆる「進歩派」と呼ばれた人々と、「保守派」と呼ばれた人々の活動について述べてみたい。「進歩」「保守」という分類を引用しているが、本論文では、便宜上「進歩」「保守」という勢力名称を使用する。しかし、「進歩＝プラス」、「保守＝マイナス」という言葉の持つそのままのイメージで簡単に割り切れるものではないことをはじめに述べておく。

(1) 「進歩派」と呼ばれた人々の活動

いわゆる「進歩派」と呼ばれた人々の活動において、代表的なものとして「自由民権運動」が挙げられる。明治12(1879)年頃に、東奥義塾で学んだ伴野雄七郎が弘前に帰郷した。東京で自由民権運動が盛んに行われているということを菊池等に伝える。菊池が自由民権運動について聞くのはそれが初めてではないが、菊池はもともと進歩主義寄りの考えを持っていたので、それに共鳴して政治結社「共同会」を設立した。共同会の主要人物は、菊池や本多などで、活動の中心はほとんど東奥義塾関係者だった。共同会会長は斉藤璉であったが、実際の指導は菊池と本多の二人が行っていた。そのため、学校へ政治的影響が及ばないように、別個のものとして誕生させたが、事実上の拠点には東奥義塾である。よって、「義塾党」とも呼ばれていた¹。

共同会の任務は、地方に民権思想の普及を図ることで、啓蒙活動を中心に行われていた。一方で、同じ頃に弘前教会を通して、キリスト教の伝道活動が平行して進められていた。啓蒙活動と伝道活動が同時に行われていたということは、他の地域に見られない弘前の独自の特徴である²。

では、共同会はどのような主義、主張のもと活動をしていたのだろうか。本多が起草した共同会設立の趣意書から考察する。

東奥の振るわざるは気寒きが故にあらざるなり、東奥の貧なるは地瘠せたるが故にあらざるなり。維新以降人心甚だ散漫して帰嚮する所なく、知識未だ開けずして、固陋の俗猜疑の念熾なればなり。之を振作し之が殷富を欲せば宜しく其の病理を医せざるべからず。之を医するの道他なし、正当の主義を定めて以って人心を団結し、知識を拡充して固陋の俗を除き、交流を固くして以って猜疑の念を滅するにあり。故に共同会は国権を拡張して日本帝国の安全を図り、民権を伸長して生命財産の安固を図るを以って主眼とす。これ共同会の興る所以なり。且つ政党の各地に勃興するの今日に当たり、天下各互いに其強大を競い、頻りに四方を誘導して己れに興せしめんと欲す。必ずしも其遠邇を論ぜず亦敢えて風俗人情計るに遑あらず。然るに当時天下政党団結の固からざる者東北各地方に如く者なし。是れ各社の熱心誘導己に興みせしめんと欲する所以なり。余等窃かに思う政党は単に主義を以って会う者なりと雖も、其行動進歩の道においては、土地風俗知識の程度によって、各其の宜しきを異にせざるべからず。東奥の人心散漫、人々各其方向を異にするの時に当たり、漫然各社の誘導に遭い、意外の弊害を生ずる事あらば悔るとも及ぶべからず、如かず早く地方の有志を団結して方向を一にし、地方の宜しきに従って進歩を図らんにはと是本会を創立する所以の二なり³。

この趣意書で注目すべきことは、「国権を拡張して日本帝国の安全を図」ることと、「民権を伸長して生命財産の安固を図る」が同時に主張されていることである。さらに、「早く地方の有志を団結して方向を一にし、地方の宜しきに従って進歩を図らん」というように、地方の有志の団結を説いている。

趣意書のような主義に則り、共同会会員である東奥義塾の教師や関係者たちは、市街に進出し、民衆を相手に時事問題を取り上げ、政治思想の啓蒙に努めた。このような教師たちの動きに、しだいに学生も感化されていった⁴。

具体的な共同会の活動について取り上げよう。明治13(1880)年1月、菊池や本多、田中耕一、出町大助等の共同会メンバーが、東奥義塾の講堂に集合した。そこで、県下に国会開設の遊説を行うことを決議したのである。この県内の遊説運動が実際の活動のはじまりだと言われている。彼らは、国会開設の機運を盛り上げるため、「四十余万同胞に告ぐ」という題目の主張が書かれたものを配布した。さらに、各地に共同会会員を派遣し、県内を遊説してまわり、啓蒙思想の浸透に努めた。運動期間は3カ月を要し、それが一通り終わったところで、同年3月27日、青森の蓮心寺において、国会開設の建白についての協議を行った。菊池、本多、今宗蔵、陸実(後の羯南)中市稲太郎等21名で、協議の末、今宗蔵が執筆することとなった。この建白書をもって、本多と中市が上京し、元老院に提出した⁵。

以上のように、活動の中心的な役割を果たしているのが、菊池や本多等の東奥義塾メン

バーである。彼らの活動は、県内だけにとどまらない。明治 13 (1880) 年 11 月に国会期成同盟第 2 回大会が開催され、13 万人の署名を獲得した。この大会に菊池が青森県下有志の代表として参加したのだ⁶。

共同会は地方に民権思想を普及させることが任務であるとはじめに述べた。具体的な活動としては、県内を遊説し、国会開設の機運を高めていった。ただ、彼らの活動の目的は単に国会開設ということだけではないと考える。明治 14 (1881) 年 6 月 4 日の「青森新聞」の中で、共同会の活動について掲載されている。共同会の主な活動を取り上げ、それを 3 点にまとめている。

- 一、自治の道を同じうせんがため、生産の業を興す
- 二、自由の理を講ぜんがため法律の科を設く
- 三、主義を拡張せんがため演説会を開く⁷

ここに記すように、共同会は各地で主義を拡張するために、演説会を開くとある。先に述べたような遊説活動がこれに当てはまる。しかし、ここで注目すべきは、はじめに「生産の業を興す」という産業の振興を掲げていて点である。生産とは、具体的にいうと、桐、桑、楮等の植物の植林を指している。廃藩置県に伴う士族授産が背景にあり、産業を起こし、自活することをめざした。これが、後に士族の「りんご栽培」へとつながっていく⁸。「りんご栽培」については第 3 章で詳細を述べることにしたい。菊池が、共同会の活動を通して企図したのは、政治から経済、教育までも巻き込んだ一大地域振興計画である⁹。これは、廃藩置県で人口が減少に衰退しつつある「弘前の再興」を見据えていたのではないだろうか。

ここで、東奥義塾の啓蒙活動にも触れる必要がある。共同会は東奥義塾首脳部を中心に結成されたこともあり、「義塾党」とも呼ばれていた。これは先述の通りである。東奥義塾の講堂はしばしば県内有志の政治的集会場の観を呈することがあり、そこには政治的熱気が満ち溢れていた。また、教科においても、近代議会制に立つ政治の在り方が扱われ、言論活動の重要性を説かれていた¹⁰。このような義塾をとりまく雰囲気感化された学生は言論活動の気風が強く、定期的に弁論会を開いて、それに教員も参加し上級生から下級生まで雄弁を競い合っていた。論題は政治経済問題か地方開発論が多く、当時の学生の傾向や「国家の将来を双肩に担おう」という気概が感じられる¹¹。また、菊池は義塾のメンバーが啓蒙活動に力を入れていた頃を「雑誌時代」と名付けている。大人向けは『開文雑誌』というもので、今宗蔵が主筆の活版刷り、中学部高学年向けは『窓閑雑誌』で主筆は佐藤清明、中学年は『苗秀雑誌』、小学部は『童蒙雑誌』で、学内ものは肉筆で、生徒同士で回し読みをしていた。義塾内に沸き起こった言論活動や雑誌形体による評論活動は、義塾出身者から優れた新聞雑誌人や評論家の他に、国政や県政をめざし相当な数の政治家までも

輩出する背景となった¹²。

(2) 「保守派」と呼ばれた人々の活動

いわゆる「保守派」と呼ばれた人々は、江戸から明治への変化という社会変動に翻弄された側面が強いと考えられる。「保守派」と呼ばれる人の中で、よく知られているのが笹森儀助や大道寺繁禎である。彼らは、名前が知られているように、表舞台で活動することができた人たちである。「保守派」といっても、藩政時代の身分や置かれた環境で様々である。まず、時代の変化に翻弄された名もなき「保守派」と呼ばれた人々の動向や思想について触れていこう。

いわゆる「進歩派」と呼ばれた人々は、東奥義塾を基盤とした共同会を設立し、県内の啓蒙活動の主体となっていた。一方その活動に反発した「保守派」と呼ばれた人々を構成したのは、東奥義塾メンバーの先輩筋にあたる旧藩時代の重臣層であった。重臣や藩政時代の慣習から抜けきれない人々は、菊池や本多の動きに強く反発し、その対立は根深いもので、徐々に表面化する。その要因の一つが東奥義塾創設である。東奥義塾の創設は、藩校の再興に他ならなかったが、「保守派」と呼ばれた人々には、それに関与する機会是与えられなかった。その上、再興した藩校が、禁制の解けたばかりの「キリスト教」の色彩を帯びている。「保守派」と呼ばれた人々にとって、それは旧藩以来の伝統を破るものとして受け取られ、危機感を抱かずにはいられなかったであろう。また、弘前士族の重臣であっても、政府の官僚として出世する機会はないに等しく、さらに県の政治に関与することすら難しかった。行政の末端部を担当する大区小区制の区長や、役場務めの下級官吏や巡查、教員として新しく生計を立てる者も多かったが、それは恵まれた方であった。「保守派」と呼ばれた人々は、維新の際、勤皇側について明治政府に協力的だった。にもかかわらず、中央から次々と派遣されてくる高給取りの若い県官に仕えなければならなかった。彼らは、維新の際、政府側についたことに対し、何らかの恩恵を期待していたが、その期待は裏切られたのである¹³。

ここでは笹森儀助という人物に焦点を当ててみたい。共同会のいわゆる「進歩派」と対立したことから、「反民権」「保守反動」というレッテルを貼られてきた¹⁴。彼の生い立ちから、どのようにして「保守」といわれる勢力に身を置いたのか明らかにしていく。

笹森儀助は、弘前藩士の重吉を父に持つ。父の重吉は家禄百石を賜り、御目付役を務めた人物ではあるが、病弱で儀助が13歳の時に病死した。儀助の人間形成に関わっているのが、師匠の山田登である。彼は、黒船が来航する中で、北方の武備を充実することに思いを馳せ、富国のためには新田開発を練るといった政策家でもあった。国力を農業の振興に求める点において農本主義者であり、国防第一主義をとることにおいて、国論の統一さえできない幕府を批判し、それを天皇に期待する点で勤皇主義であったとみることができる¹⁵。儀助の「保守主義」はこのような師匠の思想に影響を受けたと考えられる。山田登

は藩の中で危険分子とみなされていた。藩重臣に無断で藩主に献策を送ったり、明治に入って弘前藩に不正があると政府に訴え出てかえって罰せられたり、大きな事件を四回も起こしている。儀助も師匠の事件に巻き込まれて蟄居謹慎を受けている。しかし、儀助は有能な若手士族ということで、謹慎後は藩庁に採用されている。儀助の就職と同時に菊池や本多らは雄藩に留学している。儀助は地方官吏に進んだものの、新時代の先端をゆく東京の空気を吸った者との間には大きな違いできた。その時期に留学生の仲間にも身を投じていたら、ずいぶんと違った儀助の生涯を見ることになったのではないだろうか。「少なくとも旧藩の生き残りの新時代に対するすねた抵抗者の影は払拭できたに違いない」と『笹森儀助』の中で斎藤康司氏は述べている¹⁶。「保守派」と呼ばれた儀助であっても、政府には反発している。それは、地方役人時代に中央官僚の尊大無礼さに怒りを感じたエピソードや国力を農業の振興に求める農本主義の立場から政府の施策に反発し、建白書を起草していることから明らかである¹⁷。しかし、明治政府に対して不信はあったにも関わらず、儀助は反政府の立場をとらなかった。それよりも、儀助は、本多や菊池のように、新時代の空気に触れ、キリスト教などを取り入れる進歩主義の方が相容れなかったと考えられる。また、「儀助は元々党派意識が薄く策謀の嫌いな人」と斎藤氏が述べていることから、「保守派」として組織的に動いたということは考えにくい。斎藤氏が述べる「旧藩の生き残りの新時代に対するすねた抵抗者」の側面が関係してくると考える。

第2節 士族の対立

弘前は、いわゆる「進歩」と「保守」の士族の対立が根深くあり、青森県は「難治県」とまで言われた。青森県令は2つの勢力の協調を図ろうとするが、それがきっかけで「弘前事件」が発生してしまう。本節では、士族の対立の経過をたどりながら、「弘前事件」の問題の所在について明らかにする。

「明治14年の政変」の直後、10月12日に明治23(1889)年に国会を開設するという詔勅が出された。さらに、10月29日に日本初の政党「自由党」が結成された。そのような中、県内では、10月18日に青森県令山田秀則の提唱で、県内の有力政治家が結集し、会合が開かれた。この会合は青森県の「進歩」勢力と「保守」勢力の協調を目的とした。参集したのは、県会議長大道寺繁禎、郡長である蒲田昌清、館山漸之進、笹森儀助、工藤行幹、一町田大江、県会議員の赤石行三、県属菊池楯衛、共同会会員菊池九郎、石岡周右衛門、本多庸一、県属伊藤珍英、などであった。山田県令は会合の挨拶で、国会開設の対策、県勢特に弘前振興策、弘前人の協調、共同会への好意等を述べた。郷田大書記官も「進歩」と「保守」の団結の必要を説き、翌29日に檄文をもって広く同志を糾合しようと決議した。檄文は本多が起草した¹⁸

- 一、勅諭に奉答して政治思想を煥發せしむ。
- 二、学校を盛んにして智識を拡充す

三、産業を盛んにして国本を固うす¹⁹

という内容だった。県令の山田も、教育の普及や産業の振興が青森県の課題であると考えていたのであろう。「進歩」と「保守」の合同問題は、本多が大道寺や郡吏員に対して申し入れたことをきっかけに県令の山田が乗り出したものだから、本多も大いに期待していた。

しかし、この合同問題は急転する。臨時県会終了から6日目の11月14日、合同問題の要にいた保守勢力の中津軽郡長笹森儀助が突然辞職した。笹森の辞任は型破りなものだった。通常、一身上の都合とあるものを「県令は主義を換ふるものである。県令は権職をもって団結を図った。県令は一の共同会と共に事図るものである」として、民権派寄りの上司を批判したのだ。さらに、翌15日青森県会議長大道寺繁禎も県会議員を辞職し、本多に「到底団結に従事し難いゆえ、発起人から除名あるべき旨」の手紙を残し上京した²⁰。

このように、合同問題を発端とした、笹森儀助と大道寺繁禎の辞職から「弘前事件」が勃発したのである。この騒動の経過をこれからたどっていく。

笹森が中津軽郡長を辞任したことにより、東津軽郡長の館山漸之進が中津軽郡長に任じられた。これにより、空いた東津軽郡長に菊池九郎が任じられる形となった。しかし、これにより一挙に問題を大きくなった。士族の牙城ともいべき中津軽郡の郡長を共同会員によって占められたことは、保守派としては大変な問題であったため、郡役所の官吏総辞職という猛烈な反対運動を引き起こした。これに対して館山は、後任の官吏を共同会員で充当して対抗したので、問題の早期解決は困難に思われた。しかし、翌明治15(1882)年1月地方官会議出席のため上京していた県令の山田が急死。後任には反民権派の郷田大書記官が新県令の職に就いた。これにより状況は一転し、菊池、館山は東津軽郡長、中津軽郡長の辞職に追い込まれ、問題は決着し、保守派勢力の勝利で終わった²¹。

だが、これらの対立が「士族」対「士族」であるということを忘れてはならない。時代が明治になり、論争の場を青森県議会に移したが、中心となっているのは、相変わらず士族であった。士族が明治の世になっても、力を持ち続けていたことを示す事例であると言えよう。士族がなぜ力を持ち続けることができたのか、その考察は第4章で詳しく述べる。

保守派の勝利を契機に、東奥義塾に対する保守派の追撃が始まる。東奥義塾に対する保守派からの攻撃として、弘前で東奥義塾やその首脳部に対する悪宣伝や中傷を盛んに行った。それだけでなく中央にも進出し、時の政府要路や有力者にまで東奥義塾に対する中傷をし、東奥義塾の改革を訴えた。これの中心にいたのは「保守派」の七戸仲行という人物の一派である。彼らの言い分は、「東奥義塾はかつての鹿児島西郷や桐野の率いた私学校と同じく反政府運動と危険な反民権運動の拠点になっている。これを解放するか、または然るべき管理運営をしなければ容易ならぬ事態を招く。」という内容だった。保守派と気脈を通じていた県令郷田はこれに呼応し、有力筋に東奥義塾の不利になるよう働きかけた。第1章2節で述べたように、東奥義塾は旧藩主津軽家承昭から経済的な支援を受けていたが、承昭は立場上東奥義塾に対する恩顧を表明することが難しくなった²²。この事態に、

菊池をはじめとする東奥義塾関係者や旧家老で津軽家の家政を担当する西館孤清がこの攻撃に最後まで抵抗し続けた。同年暮れに津軽家の家令西館孤清の辞職、本多の塾長退任、となったが、補助金廃止に変わる一時金下付という妥協点を見つけ東奥義塾廃止を免れることができた。しかし、東奥義塾の運営には大打撃を与えられた²³。

第3節 青森県における貢献と中央政界での活動

弘前事件で「進歩派」の勢いは弱まり、自由民権運動は一時衰退する。しかし、明治20年代に入ると、後藤象二郎を中心とした反政府統一運動である大同団結運動(1886~1889)が盛り上がり、進歩派は息を吹き返す。それに呼応するように、弘前の進歩派の中心である菊池九郎が明治10~30年代に弘前、青森県だけでなく、中央政界へも進出する。第3節では、進歩派である菊池の政治活動を中心に論を進め、青森県、中央政界でもその手腕を發揮したことを明らかにしていく。

菊池は明治14~15(1881~1882)年頃から政官界へ足を踏み入れることになる。本人が意欲的にそう動いたのか、周りから背中を押されたのかは判断できない。菊池の公職は、明治11(1878)年9月の第15学区取締から始まる。さらに、明治13(1880)年6月、これまでの大区大会の代わりに、中津軽郡町村連合会というものができると、菊池は弘前を代表する町会議員の一人に選ばれる。その後、明治14(1881)年末から明治15(1882)年初めの東津軽郡長に任じられる。この経緯は弘前事件の経過のとおりである。菊池は地域の代表として、その地位を徐々に確立していた。明治15(1882)年10月、府県令規則施行後第3回県会の県議会議員に当選してからは、明治19(1886)年まで、連続して3回当選している。また、明治19(1886)年3月には北津軽郡長、同年9月には学務課長・農商務課長、明治20(1887)年10月には、県測候所長兼務を命ぜられている。菊池は明治10年から本多に代わって東奥義塾塾長をつとめていたが、塾長のかたわら、県会議員や県の高級官吏として、政治に関わっていたのである²⁴。

では、その経緯について述べていこう。明治16~17(1883~1884)年頃は、松方デフレのピークで不景気が深刻であった。それに伴い、地主や豪農など自由民権運動の支持者がデフレによる経営難や生活苦のため、運動から手を引き全国的に民権運動が不振を極めていた。民権運動の不振に関しては弘前も例外ではなく、明治16(1882)年春には民権派の中核であった共同会がやむなく解散している。共同会の母体である東奥義塾は補助金を打ち切られ、その後、藩主方面での援助も打ち切られている。そのうえ、明治18(1884)年と22(1888)年10月の2回火災に遭っており、その復興も課題の一つとなっていた。民権運動の行き詰まり、東奥義塾の窮地に、菊池はこの状況を何としても打開しなければならなかった。県会議員、そのうえ県人がめったに就くことができなかった県庁の高級官吏の地位は、学校の経営に、同志や卒業生の身の振り方に、何分の利益をもたらした。菊池としては、県の官吏になるということは、これまで対立的立場にあった政府に、いわば屈

服することに等しい。しかし、背に腹は代えられない状況であったのは事実であろう。ただ、菊池がこのように県の政官界へ進出したのは周りが担ぎ出したもので、県の政官界での活躍が東奥義塾や郷土のためだと判断して動いた、そこに菊池の面目があったと藤田本太郎氏は『菊池九郎』の中で述べている²⁵。

明治 20 年代に入ると、景気が回復しはじめ、民権派は息を吹き返し、活動を再開する。この時期に、後藤象二郎によって大同団結運動が始動する。菊池はこれと歩調を合わせるように明治 21 (1887) 年 6 月に退官する。後藤は明治 21 (1887) 年 8 月に来弘し、演説会を開いている。菊池もその発起人の一人で、その縁で大同団結運動に関わっていく。ただ、この時も強引に担がれたふしがある。弘前の大同団結運動の中心は、弘前大同会で、その主要メンバーは、菊池九郎、工藤行幹、関静逸、奈良誠之助、石郷岡文吉など、やはり東奥義塾が中心である。大同団結運動は、盛り上がりを見せるが、明治 22 (1888) 年 3 月後藤が政府に懐柔され入閣することにより、竜頭蛇尾に終わってしまう²⁶。

しかし、明治 22~23 年は憲法発布、市制施行、第 1 回衆議院議員選挙等、憲政史上非常に重要な時期である。弘前は明治 22 (1888) 年 4 月 1 日に市制を施行し、5 月に第 1 回市会議員選挙が行われている。この選挙で、大同派は完勝している。当時市長は、市会議員の中から選挙をして選出するというようになっていた。初代弘前市長は圧倒的な支持を得て菊池が当選した。市長当選も、自ら望んで運動した結果というよりも、周りの後押しの結果というべきであろう。菊池は市長就任後わずか 1 年で、衆議院議員選挙に出馬するため、市長を辞任している。

菊池の市長としての業績は弘前の基礎固め程度で特筆すべきことはないが、藤田氏は『菊池九郎』の中で、初代市長として最もふさわしい人物で、旧藩以来の名士という他にも本多庸一や大道寺繁禎がいるが、一自治体の代表となるとある程度近代的行政手腕も必要であるから、菊池が最適任者だったことは動かないと述べている²⁷。

菊池は明治 23 (1889) 年の当選以来第 9 回まで連続 9 回当選して、18 年間にわたり国会での政治活動を続けた。選挙ではほとんど苦戦せず、初めのころは、ほとんど大同派の一方的な勝利というかたちであった。菊池は明治 21 (1887) 年 12 月に、東奥日報を創刊して、東奥日報初代社長でもあったので、選挙戦に大同派の機関紙として、保守派の陸奥日報と大いに宣伝戦でわたりあった²⁸。

さて、明治の中央政界というと板垣の自由党が主流で、大隈の改進黨は反主流に位置する。菊池はじめ本県大同派の代議士は、どちらかという反主流派に属することが多かったようである。明治期の青森県出身者は中央政界では野党的な存在で、菊池のように 9 回連続当選した代議士であっても、中央政界ではあまり知名度が高くなかった。それでも、菊池は 2 回官職についており、そのいずれもが、所属政党が一時与党となったときだった。初めは、松隈内閣のときで、進歩党の大隈が外相として入閣した関係である。菊池はこの時山形県知事に任命された。約 7 か月で短期間だったが、高ぶらない態度や維新当時の印象が良かったのか、党人知事として、反対派の評判も悪くなかった。次に、明治 31 (1898)

年1月6日、日本最初の政党内閣が成立すると、菊池は農商務省農務局長に命じられる。上役の次官は、かつて東奥義塾に学んだことのある、旧斗南藩士の柴四郎ということも奇縁であった。この務めもわずか3カ月で、菊池の官界勤務は短期間で終わりを迎えた。政党人としての晴れの舞台を迎えたことが一度ある。第9回総選挙に当選後37年11月の第21回議会で、全院委員長に挙げられた。この時に鳥谷部春汀（旧南部藩士、ジャーナリスト、雑誌「太陽」の記者）が菊池の評論を書いている。藤田氏はこの批評を非常に的確だと述べている²⁹

当期の衆議院全員委員長たる菊池九郎氏、初期以来常に青森県より選出せられ、未だ一回も落選の運命を見ることなき幸運の議員なり、而も其名を知るものは世間甚だ稀にして、今回全院委員長となるに及びて始めて彼れの存在に心附きたるものなきにあらず、蓋し議員必ずしも討論演説すべき義務なきのみならず、近時議院事務の進歩するに随ひ、演壇に登りて発言するものと、議席に在って賛否を表するものとの二種に議員は區別せられ後者に属するものは、唯に院内指揮者の命令に依って票決の数に与るを以て足れりとせり。菊池氏の如きは亦唾議員の一人也。然れども世には知らざるが故に言はざるものと共に知って而して言はざるものあり。故に沈黙は愚物の表章たることあれども、亦智者却て沈黙を守ることあり。菊池は曾て東奥の西郷と称せられて人望頗る郷党に高く、此点に於て工藤行幹と雖も遠く彼に及ばざりしを見る。大隈伯曾て彼を評して曰く「菊池九郎は名士なり、彼は特絶したる長所を有せざれども、其の人品の高きは滔々たる郡代議士に超越す」と。特絶の長所を示すことなきも、其推されて全院委員長となりしを見れば、全く一長所なしとは謂ふべからず。思ふに衆議院には雄弁智術に富めるもの少なきにあると雖も徳操気節の以て衆庶の儀表とするに足るものは極めて少なし。此間に於て菊池氏の如きは亦珍重に価すべき人物なるべし。是れ氏が政進両党に推されて全院委員長となりし所以か³⁰。

菊池は共同会時代から、演壇に立って演説するのがあまり得意な方ではなかった³¹。よって、鳥谷部氏の評論の中にそのような記述があるのは理解できる。菊池が全院委員長に選ばれたことは、やはり彼の人徳の致すところだと考える。藩校稽古館での修学の様子から、特段学問の成績がいいわけではなかったが³²、藩主に随行し、藩の有能な若者の一人として慶応義塾や鹿児島に留学した。選挙の際も、彼自身の意思というよりは、周りから担がれたと藤田氏は述べている。以上のことから、菊池が中央政界で活動を続けられたことや、大隈重信という時の有力者から「人品の高きは滔々たる郡代議士に超越す」と評価を受けたことは、彼の学識も関係しているだろうが、それよりも人々が彼の人徳や人望に期待した部分が多いと考える。

¹秋永芳郎『東奥の炬火 菊池九郎伝』pp.179～180 東奥日報社 1979年

²弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史』p.129 弘前市教育委員会 1975年

-
- 3 同上 p.129
 - 4 同上 p.130
 - 5 藤田元太郎『菊池九郎』 pp.35～36 弘前市立図書館 1968年
 - 6 同上 p.36
 - 7 弘前市史編纂委員会『弘前市史通史編4』 p.36 弘前市企画部企画課 2005年
 - 8 同上 p.36
 - 9 河西英通『北方社会史の視座 歴史・文化・生活』 p.35 清文堂出版 2008年
 - 10 弘前市教育史編纂委員会 前掲 p.138
 - 11 藤田元太郎 前掲 p.34
 - 12 弘前市教育史編纂委員会 前掲 p.140
 - 13 同上 pp.146～148
 - 14 河西英通 前掲 p.46 2008年
 - 15 斉藤康司『笹森儀助』 pp.73～75 弘前市立図書館 1967年
 - 16 同上 pp.76～77
 - 17 同上 p.78
 - 18 小野久三『青森県政治史』 p.498 東奥日報社出版部 1965年
 - 19 同上 p.498
 - 20 秋永芳郎 前掲 pp.190～191
 - 21 藤田元太郎 前掲 p.39
 - 22 弘前市教育史編纂委員会 前掲 p.149
 - 23 河西英通 前掲 pp.38～39 2008年
 - 24 藤田元太郎 前掲 p.40
 - 25 同上 pp.40～41
 - 26 同上 p.42
 - 27 同上 pp.42～43
 - 28 同上 p.43
 - 29 同上 pp.43～46
 - 30 同上 pp.46～47
 - 31 同上 p.16
 - 32 同上 p.16

第3章 地域産業の振興

第1章では教育やメソジスト派キリスト教の布教活動を取り上げ、第2章では政治について論を進めてきた。どちらにおいても、菊池や本多をはじめとする特定の士族が活動の中心にいたことを明らかにした。本章では、経済的な側面での士族の活動を取り上げたい。そこで、主要産業の中の特に「りんご栽培」に着目する。りんご生産は現在でも青森県を代表する産業のひとつである。現在流通しているりんごは、明治に新たに導入された西洋種のリんごで、在来種と大きさも味も全く異なり、「苹果」と書き「おおりんご」と読ませたが、実際には「へいか」や「ひょうか」と読んだ¹。青森で初めて現在のりんごが試植されたのは明治になってからで、それにもやはり士族が大きく関わっている。また、昭和期の農村恐慌では、農家は米などの一般農産物の価格が暴落し、苦しい生活の中、りんごの弾力性の強い価格形成を見るに至って、りんご栽培が恐慌の逃げ道として選ばれた²。

以上の理由から、「りんご栽培」という地域産業を通して、士族がどのように活動を進めていたのかについて述べていきたい。そして、菊池や本多さらに彼らを取りまく特定の士族が地域の人々とどのように結束し、束ねていったのかを明らかにする。

第1節 殖産興業としてのりんご栽培

まず、「りんご栽培」がどのような経緯で青森県に流入したのかについて述べていこう。現在まで続く青森県の主要産業「りんご」は、明治期の殖産興業の一環として始まった。政府は明治7(1874)年に始まる殖産興業の一環として、外国果樹の栽培を奨励した。明治6(1873)年11月の大久保利通が内務卿就任したことによって、初めて体系的な殖産興業政策が推進されることになる。大久保は、綿糸、糖、茶等の国内商品が全て海外生産品に劣り、輸入も超過して、日本の農業が衰えていることを指摘した。新しく産業を始めるのではなく、国費を投じて国内産業を興すということを強調している。このような主旨のもと、殖産興業政策が青森県でも進められた。

農業振興をはかるために、明治4(1871)年開拓使次官の黒田清隆は、国外から果樹の苗木を輸入した。政府はその輸入苗木を、新宿試験場(明治5年開設)、三田育種場(明治7年開設)で繁殖後、各県に配布した。青森県でも、明治8(1875)年に勸業寮から、りんご、もも、さくらんぼなど、11種、33本が配布されたのをはじめ、明治9(1876)年までに、3回に分けて、2,314本が配布された。最初に配布された苗木は、青森県庁の裏に作られた「農事試験場」に試作された³。苗木は県下全体に配布されたが、配布されたのは士族が中心だった。外国果樹の栽培はもともと士族授産政策として、政府が推進している事業であり、かつ外国果樹栽培は新しい知識をもとに栽培しなければならないという認識があり、知識階級である士族が優先的に配布された。配布された苗木の多くは、士族の自

宅の庭先に空き地に植えられた。よって、弘前や黒石等の城下に試植が集中し、それは他の地域でも見られることだった。しかし、青森県は他の地域とは違う傾向も見られた。城下に集中する反面、郊外に分散するという傾向も見られたということである。この傾向は弘前藩が進めた士族の帰農政策が関係する⁴。

第2節 士族帰農政策

ここで、士族帰農政策である「帰田法」について説明する。「帰田法」は、領内の地主・豪商の所有する田地のうち、10町歩だけを持ち主に残し、あとは強制的に藩が買い上げるか、または献納させて、士族の家禄高に応じて土地を配賦した政策である。このような政策は士族の自活のため、諸藩でも行われていたが、一般的に土地を与え自活のめどが立った後は、家禄の支給は打ち切るという大前提のもとで行われていた。しかし、弘前藩の場合は、土地の支給の他に家禄の支給も継続して行われていた。

この政策は家老西館孤清の発案だった。明治3(1870)年8月16日、新田地域の視察という名目で木造、羽野木沢、金木、十三を訪れた。そして、同年10月10日に突然告諭が発せられた。地主等を集め、上記の帰田法の説明をし、時局の切迫を述べ、理解を求めた。一方で、300年来の武士階級に対する恩情を押しつけ、威圧的な禁則を列挙した。禁則の一つとして、10月16日までに、土地の等級や面積、小作人名、分米高の調査結果を提出することが求められた。また仮に不正が発覚したら、厳罰に処される。帰田法では、田地1反歩を3両で3ヵ年賦で買い取ることとなっていたが、当時の相場は1反歩は10~15両であったので、地主・豪商に圧倒的に不利な法令だった。しかし、地主らにしてみれば、再生産の可否に関わる重大事件にもかかわらず、帰田法の内容をよく理解できないまま、何の異議を唱える暇もなく事態は進んでしまった⁵。

明治3(1870)年10月18日の帰田法に関する「概略手続」が出され、その内容は以下の通りである。

- ① 分与地の面積は、その土地から得られる「作得米」が家禄と一致するように配賦すること。
- ② 分与地がどこになるかは、役職・家禄の高下によらず、抽籤で決定すること。
- ③ 農村移住の際には屋敷地も配賦すること⁶。

面積、場所、宅地に関する条項しか記されていない。収入の使い道や年貢に関する規定がないことから、分与地に移住した士族は、年貢を納めれば土地から得られる収入は個人の自由であろう。よって、士族が自ら田を耕し収入を得る「自作農化」が意図されていたことが推測できる⁷。

ところが、地主から広大な耕地を確保しようとしていたため、その土地には小作人がい

たはずである。士族が自己の利益を得るためには、小作人を追放しなければならなかったが、混乱を招かぬように、小作人の耕作権は保護された⁸。小作争議が大規模に勃発しなかったのは、士族に有利とはいえ、農民にある程度の考慮があったからだと考えられる。

しかし、帰田法には大きな矛盾があった。「作得米」（作得米とは収入高から年貢米を差し引いた分）を耕地配賦面積の基準にすると、当初想定していた 2,945 町歩では到底足りないのである。「作得米」を基準にして計算すると、約 1.5 倍の 4,400 町歩が必要になる。よって、藩は別の方策を考えなければならなかった。さらに、「概略手続」を発表した直後から、地主による分地願いが出され、地主にしてみれば、血のにじむような努力の結果、集積した耕地を突然収奪されるのだから、分地願いを提出し、所有耕地を 10 町歩以下に細分化しようとした。土地を与えられる士族側にしても事態は単純ではなかった。士族の分与地は抽選で決まるので、士族は分与地の指定願いを提出した。一例を紹介すると、明治 3（1870）年 11 月に士族高瀬裕之進は柏木組梅田村に先祖の墳墓があり、同地に 2 反 7 畝余の屋敷地・裏畑があるという理由で、ここに分与を指定してほしいと願い出た。この願い出は当然藩により却下されるが、同時期に同様の理由で、士族葛西協一は許可された。葛西は以前に高瀬と同様に願い出たが、不許可になると、祖父源右衛門の代より開墾・集積した土地を献納することを交換条件に、分与地の指定を得ることができた。この事実は、明治 3（1870）年 11 月頃には、藩による土地集積が限界に達しつつあり、分与地確保のために、藩は相当な譲歩をしなければならなかったことを示している⁹。

そのような事態に先立ち、10 月下旬に租税署は「概略手続」を撤回し、耕地査定の基準を「作得米」から「分米」に変更した。分米とは貞享の総検地で確定された反別収入米の基準生産量である。上村上々田の 1.4 石から下村下々田の 0.5 石までランクがあったが、この時の改正では家禄 100 俵につき分米 30 石分の耕地が配賦されることになった（この時の家禄は明治 3（1870）年 6 月の藩政改革によって決められたもの）。分与対象は、家禄 15 俵以上の士族・士卒とされたが、それ以下であっても希望者には一律 3 反 9 畝を支給し、必ずしも下級階層を切り捨てる方向ではなかった¹⁰。

その後も変更点が増えられた。いくつかあげると、慣れない農村に移住した士族の面倒をみるため、庄屋などを大作人に任じ、代わりに利益分の 5% の米の徴収を認めた。また、畑地は土地階級にバラつきがありすぎるため、元の地主に返却したということである。こうして、明治 4（1871）年 4 月 22 日「田方御分与并在着規則」をまとめたが、これが帰田法の配布方針の基幹となった。

- ① 分与地は家禄 15 俵以上の者に配布する。それ以下の者は一時金・米を渡すだけとする。
- ② 分与地は家禄 100 俵につき分米 24 石分の田地を支給するが、村位・田位のランクを落として中村下田のものとし、配賦面積は変化なしとする。
- ③ 宅地は家禄 150 俵以上に 1 反 5 畝、40 俵以上に 1 反、15 俵以上に 6 畝 20 町歩とする。

- ④ 在着する村は、抽選によって決定する。
- ⑤ 士族・卒の内、田地買い上げに応じた者は、希望地への在着を許可する。
- ⑥ 分与地を自分で耕作しても、小作人や大作人に任せてもよいが、理由なく小作人を排除したり、在方の農村慣行を乱したりしてはならない。
- ⑦ 移住しても従来の家禄は支給する。
- ⑧ 弘前の邸宅の処分は各自の自由とする。
- ⑨ 分与地の諸役負担は一般農家と同じとするが、夫役などは金納でよい。また、戸割・人別割などの諸税は免除する。
- ⑩ 地主作徳米（地主として得られる米）は農村に移住しないうちに徴収してはならない。¹¹

以上より、①から計画が縮小されたことがわかる。家禄 15 俵以下にも、希望者には分与地を与えるとしていたが、一時金・米のみで帰田法の対象から外れている。また、②を見ると、耕地ランクが落とされ、同じ面積でも、明治 3（1870）年 10 月の段階での構想と食い違っている。つまり、士族にはランクの低い田地が配賦されることになった。その原因として、土地集積を急ぐあまり、下田・下々田もその対象としたため、地主らが意図的に良い田を手元に残した結果でもある。それでも、士族の自作農化という本来の目的を放棄したわけではなかった。⑥では小作人の耕作権の保護と、農村慣行の遵守をあげているのは、在方に移住した後、士族らが円滑に生活していけるようにという配慮である。また、⑩で農村に移住しないうちに、地主としての取り分を得ることを禁止しているのは、士族の不在地主化を防ぐためである。こうして明治 4（1871）年 4 月 22 日に分与地の抽選が行われ、いよいよ帰田法が実施されたが、同年 7 月に行われた廃藩置県により、その本質が大きく変化する¹²。

廃藩置県後、規則が再び改正され、分与地の交換、農民所有地との交換を認め、家禄に応じて在方への引っ越し費用や現物支給量を定めた。また、城下に近い分与地（和徳、堅田、向外瀬、取上、小比内）の者には、引っ越し費用や屋敷地の支給を停止した。そのため、現在の市域内では早い時期から、分与地の転売が行われ、結果的に帰田法の影響が出にくかった¹³。

そして、8 月 2 日移住の有無に関係なく地主作徳米の徴収を認める旨の布令が出された。これにより、士族の自作農化という本来の目的を捨て、城下にいながら農村からの利益を享受できる道が開かれたのである¹⁴。

しかし、明治 4（1871）年 10 月に野田豁通が大参事として赴任すると、早速帰田法の緩和又は停止に関する指令が出された。引っ越し米の削減や、移住した者で弘前に屋敷がある場合、その屋敷は青森県に上地されることになった。このようにして、明治 5（1872）年 2 月中央から正式な停止命令が下達され、帰田法は停止された¹⁵。

帰田法により一番の打撃を受けたのは、分与地を収奪された農民である。明治 5 年新政

府は商売の自由を布告し、農民でも資力があればどんな商売も始められるようになった。ところが、帰田法で10町歩以下に所有地を減らされ、津軽地方の農民はこの開始に大きく遅れた。羽野木沢の阿部家のように非常な努力で分与地を買い戻した例もあるが、石岡村の寺田左吉家のように農業を続けながら、酒造業に資本投資の主力を向けたが、ついには再建することができなかつた例もある。帰田法は地主等の一方的な犠牲の上に成り立った政策であった¹⁶。

以上の帰田法によって、弘前の外国果樹の栽培には他の地域に見られない傾向が現れた。一般的に、士族の居住は城下に集中するため、士族に配布された苗木は、士族の宅地の庭先や空き地に植えられることが多かったため、城下に集中する傾向にある。しかし、帰田法により、士族が農村などへ移住したことにより、郊外への分散という傾向も見られることになった。全体として士族の自作農化という本来の目的は果たされずに終わるが、一部の士族の中にはそのまま農村に土着する者もいた。移住し土着した士族は、明治7(1874)年に制定された大区小区制の区長に選任された。区長という立場は、外国果樹の苗木の配布担当者である¹⁷。これは、士族とりんごをつなぐ政治的な事例だと考える。

帰田法により、恩恵を受けた士族と打撃を受けた地主という対照的な両者が、りんご栽培に関わる経済的事例にも触れよう。りんご栽培は高収入を生むが、植樹して結実するまで長い期間を要し、さらに収穫するまでは無収入である。よって、それに耐えられる長期的な経済基盤が必要である。士族と地主はどのようにして、長期的経済基盤を獲得し得たのだろうか。

まず、士族の場合、先述のように、武士という特権階級がなくなり、士族授産が急務となり、その際士族の自作農化を期待し、「帰田法」が出された。士族の自作農化という本来の目的は果たせずに終わったが、この政策で士族は土地を手に入れ、城下にいながら農村からの利益を享受できる道を開いた者もいる。りんご栽培を始める上で、弘前士族の経済基盤の多くが帰田法による分与地からの収入が長期的な経済基盤を支えていたのだ¹⁸。

次に地主の場合、逆に彼らは「帰田法」により大打撃を被り、地主の土地は10町歩以下になってしまうが、10町歩あれば富の再生産は可能である。さらに、大半は早いうちに分与地を売りお金に換える士族がほとんどで、資力のある地主の手に渡った。そして、明治6(1873)年の地租改正から、徐々に復活する。地租改正により、地主の土地所有権が確立され、その地位が安定的なものになった。さらに、地価を定める米価が凶作により低くなり、そのため納める租税額も低く抑えられたということも、地主に有利に働いた。明治10(1877)年の西南戦争によるインフレは、全国的に見て農村部に恩恵を与えた。米価の上昇に加え、豊作ということもあり、地租の負担が軽くなり、農村部にはゆとりが生まれた。明治11~13年、弘前においても農村部では恩恵を受け、また、インフレによる物価騰貴で、都市部在住者は土地を手放し、資力のある地主層は土地の集積に成功している。明治13(1880)年からは、大蔵卿松方正義のデフレ政策により、農村部では米価暴落や間接税の増税により、農村恐慌がおこった。弘前では、明治16~17(1883~1884)年は凶作に見舞

われ、土地を手放し小作農に転じる農民が大量に生じた。この時期に土地の売却があふれ、後に 50 町歩以上の大地主になる者は、この 2~3 年間で、大規模な土地集積に成功し、大きな経済力をつけることになる¹⁹。

帰田法により、政治的、経済的に紆余曲折し得ながらも、長期的な経済的基盤を獲得し、「士族」と「地主」の両者はりんご栽培に乗り出すのである。次節では、士族と地主という対照的な両者の関係性について探っていく。

第3節 士族と地主の関係性

りんご栽培は明治から始まる全く新しい産業であったため、その栽培方法や技術はまだ未開拓であった。栽培法や技術の習得や研究に尽力し、基礎を築いたのは士族であった。その一人が「青森県りんごの始祖」といわれる菊池楯衛である。彼は菊池九郎と同じく稽古館で学んだ士族で、廃藩後は青森県の職員として青森県等外四等雇を命じられ、租税課山林係に配置された。その後、開拓使雇になり北海道に渡る。楯衛がどのような手続きと資格を有していたのかは明らかにされていないが、北海道の七重試験場でアメリカ流の接木法とりんご樹形の仕立て方等を学び、弘前に戻ってきた²⁰。

明治 10 (1877) 年秋、楯衛は弘前に帰郷し、「化育社」結成をする。化育社は農業研究、発展を目的に組織され、このような組織的な活動は全国的に見ても異例の早さであった。明治 14 (1881) 年になると、政府は篤農家を集め、全国農談会を開催し、これ以後各府県に農談会組織の設立を指導する。これを受けて明治 17 (1884) 年弘前に中津軽農談会が誕生した。化育社は公設の中津軽農談会に対抗すべく、化育社を「中津軽郡私立農談会」と改称した。どちらも共進会を開催し、明治 17 (1884) 年の共進会では、公設が圧倒的な支持を得たが、翌 18 (1885) 年には公設と私立の共進会は拮抗し、以降私立が公設を圧倒した。そのため、公設の中津軽農談会は 19 (1886) 年に廃止され、中津軽郡の共進会は私立農談会に委ねられた。明治 22 (1889) 年には津軽産業会と改称し、大正 5 (1916) 年の解散まで、弘前における殖産興業の中心組織だった²¹。

化育社のほかにも、組織的活動としてもう一つ重要なのは「津軽果樹研究会」である。菊池を中心とする旧藩士等 11 人よって、明治 17 年に結成された。明治 23 年には、楠美冬次郎、佐野熙が『苹果要覧』を発行した。『苹果要覧』は、りんご栽培の普及に伴って、統一を欠いていた品種名を統一し、熟期、形状、色沢を明らかにした品種名鑑である。

これまで、各自で農業を営んできた農民にとって、共進会等の開催は商品という農産物を生産することへの意欲をかき立てた。特に高収入が期待できるりんご栽培は農民の目を引いた。農村地主は競ってりんご栽培に乗り出し、弘前を中心に急速に中津軽に広がっていった。青森りんごの普及と技術的発展のきっかけとして、弘前士族が果たした役割は大きかった²²。

以上のように、士族はりんご栽培の基礎を築き、りんご栽培に着手した地主らは生産技術の発展という恩恵を受けた。栽培技術の継承という面で、地主は士族のサポートを受け、両者は結束し、りんご園の拡大という結果を生む。しかし、士族と地主のりんご栽培における結束の媒体はこれだけにとどまらない。「思想」を介して両者は結束した。

その一つが「キリスト教」という共通の思想で結びついた「敬業社」である。敬業社の生みの親は、藤崎村の佐藤勝三郎である。彼はメソジスト派のキリスト教徒であり、東奥義塾出身ということもあり、先述した外国人教師ジョン・イングから教えを受けた。

敬業社が誕生したのは、明治 18 (1885) 年で、藤崎村真那板縁の荒れ地 7 町 5 反歩を借りて、明治 19 (1886) 年 4 月に東京の三田育種場と弘前から苗木を入手して植え付けが行われた。当時松方デフレによる不況が農村を覆っていた時に、大規模なりんご園の経営は周囲を驚かせた。勝三郎は菊池楯衛とも親交があり、彼からりんごの苗木の接木法や栽培方法などを学び、りんご栽培の栽培技術を習得し腕に自信をつけたところで会社を興したという流れである。

会社を興す際に、同村のキリスト教信徒や友人を勧誘し、出資の協力を仰いだ。まず義弟であり実業家として成功し、弘前女学校創設に尽力した長谷川誠三を説得した。勝三郎の熱意に応えるべく、菊池九郎、本多庸一、菊池三郎（菊池九郎の実弟）も激励すべく出資の協力を申し出た。本多の父東作は帰田法の影響で藤崎村に在宅しており、横浜からの留学から帰省した本多庸一とも交遊があった。

勝三郎と長谷川誠三で、90 株（900 円）中の 3 分の 2 の 60 株（600 円）を出資した。結社の目的は、資金の集積よりも、同信者と共同で産業を起こしたいという願いが強くあった²³。勝三郎はキリスト教徒であり、「産業を起し勤労によって所得を高めることはプロテスタントにとって神の道を実践すること」という教えをジョン・イングから学び、それを実践したいと願っていたのだ。また、この教えは東奥義塾で学んだ学生だけでなく、菊池等の進歩派の人々の心を強く揺さぶった。このような新しい産業思想が敬業社の根底にあったといえよう²⁴。

では次に敬業社の経営について触れよう。明治 19 (1886) 年に苗木を植え付け、明治 20 (1887) 年まで、苗木の下作に大豆を植え、わずかな収入を得ていた。明治 23 (1890) 年になると初めてりんごが結実し、100 円 43 銭の売り上げを見たが、園内に害虫の「綿虫」の発生がした。当時の栽培方法は現代と比べるとまだまだ未熟で、綿虫の駆除法として、石油を雑巾や筆で直接塗りつけることや、杉の葉で根囲いをしてネズミの害を防いだ。翌 24 (1891) 年になると、苦労が実を結び、売上高 1491 円 53 銭 4 厘を上げた。りんごの本格的な結実は、付近の人々を驚かせ、馬鈴薯や藍の畑をりんごに切り替える機運につながった。明治 25 (1892) 年になると収穫は次第に多くなっていった。前年に青森―盛岡間の鉄道が開通し、また、北海道との往来が便利になったこともあり、青森町に直営の販売所が設けられた。明治 26 (1893) 年には 15 種類、100 果のりんごを明治天皇に献上した。明治 27 (1894) 年には青森―弘前間の奥羽線の鉄道が開通したこともあり、鉄道を利用し

た販売活動も盛んになった²⁵。栽培から5年目の明治24(1891)年には、配当できるほど結実し、明治29(1896)年、この年が最高で、30割という高い配当を実現した²⁶。植え付けから10年にして、ようやく成果を出すことができた。

敬業社のほかに、明治のりんごの栽培会社として、黒石の「興農会社」や東奥義塾の附属りんご園があった。これらは3つの会社は別々のように見えるが、根幹には共通性がある。その根幹にあるのは東奥義塾である。敬業社のメンバーはほとんど藤崎美以教会の信徒で、株主11人中8人がキリスト教信徒であった²⁷。キリスト教という思想的つながりのもとに、敬業社は結社された。また、黒石の興農会社は共同会(共同会は先述の通り東奥義塾関係者で結成された政治結社で進歩派に属する)を源流とする南津軽郡の進歩派によって発起された会社である²⁸。政治的な立場として東奥義塾を中心とする菊池と同じ「進歩派」といわれる勢力に所属する者が多い。共通の政治的思想を持った勢力に所属したため、会社経営においては思想を介して強く結束した。つまり、これら3つの組織は、共通して、東奥義塾という思想的基盤が根幹にあった。

明治期の知識階層であった弘前士族の中で、最も進歩的であったといわれる東奥義塾の一派の指導のもとに、さまざまな媒体を通して結束し、地主及び商人の経済力を組織化された。「りんご」という全く新しい商品作物の資本制生産を可能にしたのは士族の力によるところが大きい²⁹。以上のように、りんごの栽培技術の発展や組織的栽培の実現という功績は、弘前の士族が「りんご士族」といわれる所以であろう。

「りんご栽培」においても、第1章の教育やキリスト教布教、第2章の政治活動と同じように、菊池や本多をはじめとする特定の士族が中心にいた。「りんご栽培」では菊池や本多が先頭に立って活動を主導したとはいえない部分もあるが、彼らをとりにくく士族が活動をし、菊池や本多は積極的にそのサポートをしている。教育や政治、地域産業はそれぞれ違う分野であるにもかかわらず、菊池や本多などの特定の士族が活動の中心に常にいた。この事例は注目すべきことである。第4章では、菊池等の特定の士族たちが、なぜさまざまな分野で先頭に立ち続け、地域の活動主体になり得たのかについて明らかにしていく。

¹弘前市史編纂委員会『弘前市史 通史編4』p.84 弘前市企画部企画課 2005年

²斉藤康司『青森県りんご百年史』p.467 青森県りんご百年記念事業会 1977年

³同上 pp.33~38

⁴同上 pp.45~46

⁵弘前市史編纂委員会『弘前市史 通史編3』pp.307~308 弘前市企画部企画課 2003年

⁶同上 p.309

⁷同上 p.309

⁸同上 p.310

⁹同上 p.311

¹⁰同上 pp.311~312

¹¹同上 pp.312~313

-
- ¹²同上 pp.313～314
¹³同上 p.314
¹⁴同上 p.315
¹⁵同上 p.315
¹⁶同上 p.321
¹⁷齊藤康司 前掲 p.46
¹⁸同上 p.47
¹⁹同上 pp.76～77
²⁰同上 pp.49～51
²¹弘前市史編纂委員会 前掲 pp.86～88 2005年
²²同上 pp.88～89
²³齊藤康司 前掲 p.58
²⁴同上 p.58
²⁵藤崎町誌編さん委員会『藤崎町誌』pp.204～213 藤崎町 1996年
²⁶齊藤康司 前掲 p.64
²⁷齊藤康司 前掲 p.59 第Ⅲ・1表
²⁸青森県経済部りんご課『青森県りんご発達史 第6巻』 p.20 青森県 1966年
²⁹同上 p.22

第4章 士族はなぜ地域リーダーになり得たのか？

1～3章で教育、政治、地域産業という分野ごとに、明治の弘前士族の活動について、菊池九郎を中心に述べてきた。1～3章の内容を少し振り返る。教育では、藩校稽古館の伝統を継ぐ「東奥義塾」を私学として創設した。何度も経営難に陥ったが、学問を志す若者に教育の門戸を開き続けてきた。それと並行してメソジスト派キリスト教の布教に努め、弘前教会の創設を実現した。さらに、男尊女卑の社会風潮が残る明治の早い段階から、地元有志の力もあり、「女子のための教育機関」を充実させ、弘前女学校を創設した。政治では、「保守」と「進歩」と呼ばれるように対立はあったものの、常に士族が政治を主導してきた。進歩派と呼ばれる人々は自由民権運動の先頭に立ち、「共同会」という政治結社を結成した。弘前事件では、保守派と呼ばれるグループが勢いを増したが、明治20年代から大同団結運動が盛り上がり、進歩派の菊池が弘前市長、衆議院議員として政治の表舞台で活躍した。このように政治では長年にわたり、士族が先頭に立ち続けた。産業では、殖産興業の一環として西洋果樹のりんごという新産業が始まった。士族が栽培技術や栽培方法の研究に尽力し、りんごという新たな産業の基礎を築いた。さらに、同じ思想を持つ有志で会社を興し、地主や農民を東ね津軽のりんごを根付かせた。昭和恐慌では、米など一般産業の価格が暴落する中、価格の変化が比較的緩やかなりんごは、凶作からの逃げ道となった。これらの「英学」「キリスト教」「女子教育」「自由主義」「りんご」などは、時代が変わると共に入ってきた新しい文化の象徴といえる。従来これらは分野ごとに別々の事例として語られることが多かったが、「担い手が士族」という共通項でつなぐことができる。明治において、弘前では士族が没落せずに先頭に立ち続け、活動を続けることができた。その上注目すべきは、先述してきた事業を支えてきたのが、菊池や本多など特定の士族であり、分野を横断して彼らが何度も登場している。一般的には地元の有力者である豪農・豪商が担い手のあとを受け継ぐが、弘前は一般的な傾向に当てはまらず、特殊な例であることを強調したい。それを可能にした要因について、士族の思想的背景における要因と、社会的背景としての要因の2つの側面から考察していく。

第1節 思想的背景

(1) 士族の人格形成に寄与した稽古館の影響

本論文では菊池九郎を中心に論を進めてきた。菊池九郎という人物は、「名士」「武士」という言葉でよく表されている。幕末期の稽古館は、その規模を縮小しながら、細々と運営を続けていた。そのような稽古館だが、明治初期に活躍した弘前の士族はほとんどみな稽古館で学んでいる。菊池に直接の影響を与えたかは定かではないが、稽古館が創設された意図や、稽古館が目指す理想の武士像について述べていきたい。

「由井正雪の乱」を発端に、武断政治から文治政治へと移行したといわれる 1650 年代、弘前では 4 代信政（1656～1710）が藩主を踏襲した。武断から文治への移行期は、「力を以って主君に尽くす」という武士の生き方が変化しはじめたときである。全国的に文治政治が浸透していくと、武士の官僚化や柔弱化が進み、弘前でも信政時代の末期にはその傾向が見られる¹。

信政は山鹿素行の門下で学び、山鹿素行を弘前に招聘しようとした²。それほどまでに、山鹿素行を篤く尊信している。山鹿素行の教えによると、武士とは、道徳的に農・工・商、三民の模範となる人徳に優れた存在であり、それが武士の存在意義である。そして武士の職分とは、徳智を身につけるために、学問を行うことである³。武士としての在り方に戸惑いが生じる時期に、信政は上級藩士に人の上に立つ者としての心構えを身につけさせようとしたのではないだろうか。

しかし、武士の横暴、贅沢、柔弱、遊興は相変わらず続いた。そのような中、昔のような武士はいたものの、権力に反抗し、処罰されたり、切腹させられたりとことごとく失脚している⁴。

天明 3(1783)年は、浅間山の噴火による全国的な大凶作による大飢饉がおこり、弘前では農民の餓死者は 10 万人に及んでいる。18 世紀初頭には、蝦夷地沿岸にロシア船が頻繁に出没した。ロシアの脅威に対抗すべく、幕府から北方警備を仰せつかり、弘前藩の負担はかなり大きかったと考えられる⁵。この時期に 8 代藩主に信明(1784～1791)が就任し、第 1 章で述べたように、藩政を打開すべく「寛政御改革」に着手した。その一つが、藩校の創設であった。信明存命中に藩校の創設は叶わなかったが、9 代寧親の時、藩校創設へ向けて、準備が進められた。信明の遺言で「学校を設くべしは、然し国の分数に叶へて礼讓を本とし、徳行をなさむべし」とある⁶。藩校稽古館は御目見得以上の藩士子弟の教育機関で、将来藩を担う人材がこの中から出てくるわけである。そのような人物の育成には「礼讓を本とし、徳行をなす」必要がある。つまり、武士という特権階級という身分に驕らず、百姓の生活のために心を砕き、道義にかなった行いをしなければならないということである。このような教えに基づき、学問に励むことで、人の上に立てる人徳を持った人材の輩出につながるのである。

藩校稽古館は規模を縮小しながら運営されたが、このような教えが脈々と続いていったのであれば、稽古館出身の「名士」菊池九郎の人格形成には稽古館での学びが影響していると考えられる。

菊池は「英学」や「キリスト教」など、明治になってから広まりはじめたことを積極的に取り入れている。このような菊池の新しいものを抵抗なく受け入れられる「先進性」においても、稽古館での修学が影響していると考えられる。菊池が稽古館に入学したのは安政 5（1858）年である。外国から通商を迫られ、この年の 7 月には日米修好通商条約を結んだ。これにより、外国船の往来が活発になる。第 1 章で述べたが、嘉永 3（1850）年、江戸の

昌平黌で学んだ兼松成言に洋学研究の命が下され、後に兼松は洋学の必要性を藩主に訴えたのもこの時期である。このような社会情勢に対応すべく、安政 7 (1860) 年には蘭学堂を新設した。教科目は医学、化学、砲術、オランダ語など多義にわたっていた。菊池が学んだという記述はないが、菊池が西洋の新しい学問や思想に対して、抵抗なく受け入れられたことは、藩校で新しいことをどんどん取り入れようとしていた時期に、在籍していたということが影響していると考えられる。

(2) 東北に対する後進感

前項で菊池の持つ先進性について述べたが、それとは全く逆の意味を持つ言葉が存在する。「白河以北一山百文」という東北地方の後進性を代表する言葉である。東北に対する異境観は近世以前からあった。河西英通氏は『東北〜つくられた異境』のなかで、「近世の北方社会において、「未開」とは異民族アイヌを指していたのに対して、戊辰戦争を経た近代において、「未開」とは異民族アイヌおよび軍事的敗者(朝敵)=東北を指すこととなり、「非未開」=「開化」とは軍事的勝利(官軍)=西南を意味した。幕末維新时期における奥羽越列藩同盟の軍事的敗北は、東北にあらためて「未開」性を付与したというべき」と述べている⁷。東北に対する差別意識は、戊辰戦争を経て残り、さらに、東北人の自己認識の中にも辺境感や後進感は根強く残ることになる。菊池と行動を共にした、本多庸一が記す文面には、東北に対する「後進感」とそれに伴う「危機感」がよく表されている。第 2 章で述べたが、自由民権運動を展開する際に「共同会」を結成した。本多の作成した共同会設立の趣意書を再度提示する。

東奥の振るわざるは気寒きが故にあらざるなり、東奥の貧なるは地瘠せたるが故にあらざるなり。維新以降人心甚だ散漫して帰嚮する所なく、知識未だ開けずして、固陋の俗猜疑の念熾なればなり⁸。

また、明治 13 (1882) 年に本多が旧弘前藩主承昭宛てに提出した自由民権運動の正当性を論じた弁明書の中でも東北の後進性が見られる。

抑モ我青森ノ地タル東北ノ辺陲ニ位ヒシ、古ヨリ王化ニ疎ク文献ニ乏シク、人心・志气流漫、宇内ノ形勢ニ通ゼズ、時勢ノ変遷ヲ知ラズ、全国ノ利害見ルコト対岸ノ火猶譬フルニ足ラズ、稍々異域ノ風アリ。……苟モ愛国ノ情アル者にして、全国進歩ノ権衡(標準)ヲ失フヲ憂ヘザル者アランヤ、苟モ愛郷ノ心アル者ニシテ、郷里ノ賤陋ヲ恥ラザル者アランヤ。……永ク貧陋卑屈ノ郷トナリ、天下ニ奴隸視セラレンノミ。是レ庸一等量ヲ計ラズ、カヲ度ラズ、一分ノ便否ヲ顧ミズ、戮力協心以権理自由ノ説ヲ唱フル所以ノ第一ナリ⁹。(下線は著者)

河西氏は、本多の主張が主張していることは、「東北ノ辺陲」「異域ノ風」などの現状認識、「郷里ノ賤陋」「貧陋卑屈ノ郷」「天下ニ奴隷視」などの近未来予想、「権理自由ノ説」はそうした危機を打破する「愛郷ノ心」以外のなにもものでもない述べている¹⁰。本多は明治初期に横浜での留学経験がある。横浜は開港場で、当時の文化の最先端地といってよい。そのような場所から、廃藩置県により留学支援が途切れ帰郷した（士族帰農により藤崎村に帰る）。この経験から、文化の最先端地から農村部へと帰郷した本多であれば、弘前周辺の自分の郷里が、時代や文明の変化に立ち遅れているということをより強く感じたのではないだろうか。

このような本多の「危機感」が、現状を打破するための「決意」へと変わるのは、キリスト教への入信過程が大きく関わっている。本多のようにキリスト教に入信した士族の多くは、幕臣や佐幕派など維新に乗り遅れた諸藩の出身者であって、時代の主流から締め出され、立身の機会をふさがれた人たちである。結局、薩長勢力が覇権を握る明治政府の権力圏から疎外され、陽の当らぬ場所に置かざるを得なかったのである。彼らには、行政中央部から切り離された「外交」という分野に雄飛するか、西洋文化をマスターして文化的領域に進出するかといういずれかの道が残された¹¹。このような経緯から、薩長藩閥政権への対抗意識に心を燃やして、洋学修行に打ち込んだのであった。しかし、西洋の文化を学ぶ際、日本で活動していた宣教師の親切心、誠実さに心を打たれ、知識階級である彼の素養によってキリスト教を理解し、さらに進んでその上に立つ近代市民社会の倫理や論理を知り、彼らの求めていたものを発見し、入信に至ったのである¹²。本多はこのような言葉を残している。

「我らは逆境に立った人間であつた。勤王党の人々は幕府を倒すときは、尊王攘夷を標語としたが、愈よ天下を取ると攘夷どころではない、幕府の開港主義に しん にう をかけたやり口であつた。それをみて我等は非常に憤慨した。此鬱憤を晴らさねばならぬと思ふて居つた。所が基督を聞て、真に日本を救ふものは之である事を知り、これが為には身命を捧げても苦しくないを云ふ決心を起した・・・」¹³

この本多の言葉から、新しい文化の受容は単なる薩長藩閥政権への対抗意識だけでなく、時代に立ち遅れてはならないという祖国に対する危機感と、祖国のためという「愛郷ノ心」により本多を突き動かされたものだと考える。

第2節 社会的背景

前節では士族の思想的背景から、士族がなぜ地域リーダーになり得たかについて、述べてきたが、本節では、社会的背景から明らかにする。明治になり、武士階級が没落していく中、弘前は全国的な流れと違う傾向が見られる。その鍵となるのが「帰田法」である。第3章第2節で述べたが、これは士族に土地を与え、士族の自作農化を目指した政策である。帰田法により「士族が地域の主導的立場にいられたこと」と、「士族が没落を免れたこと」を成功したと考える。ではまず、全国的な地域の政治形態についてみていこう。

明治6(1873)年板垣退助が民選議院設立の建白書を提出し、地元で立志社を結成するなど、国会開設を求める自由民権運動が始まる。この時期は士族を中心とした結社が多く、いわゆる「士族民権期」といわれる¹⁴。ただ、地方に目を向けると、地域の有力者となっている豪農や豪商、戸長や、小学校教員などの知識青年などの民間による結社も見られ、明治10年代になると、このような民間による結社が自由民権運動を支え、いわゆる「豪農民権期」といわれる。よって、自由民権運動の担い手は士族、地域リーダー、それらの中間の知識青年層であった¹⁵。

全国では以上のような政治の傾向が見られたが、弘前ではそれと異なる。次に、明治初期の弘前の場合を見ていこう。弘前では明治3(1870)年に、士族帰農政策「帰田法」が出された。地主から買い上げまたは献上された土地を士族に配賦し、士族の自作農化を意図した。しかし、自作農化という目的は実現しなかったが、一部の士族は配賦された土地に移住し、農村に分散することになる。しかし、そのまま移住し土着した士族は少数で、大半は早いうちに土地を売るか、城下に居住し土地から小作料を得て地主化していった。農村に分散した士族は、「士族＝知識階級」ということもあり、名主層ではなく、大区小区制の区長や戸長には士族が選任されることが多かった。大区小区は行政機関の末端として、政府からの布告をいかに農民に徹底させるかが重要になる。よって、きちんと読み書きのできる知識階級として士族が選任されることが多かった。また、農村は依然として農民より士族が上に位置するので、統治を円滑に行うためでもあった¹⁶。よって、農村部で士族が地域リーダーの役割を負うことになるのである。ここで前述した全国的な傾向と弘前を比較する。担い手ということに着目すると、士族の外に、地域リーダーは、弘前では分散士族、知識青年は弘前では東奥義塾出身または在学の学生ということになる。よって弘前では、士族が負う役割が大きかったといえる。

では次に、『青森県議会史』より作成した青森県議会議員の名簿(巻末収録)¹⁷から、どのような人物が県議会議員に当選したのかを考察し、士族が地域のリーダーであったのかを検証していく。検証する年代は明治12～23(1879～1890)年までで、その期間の当選者を対象とする。

まず、弘前周辺部を見ていく。中津軽郡では該当期間に18名当選していて、18名全員が

士族である。中津軽郡は現在西目屋村 1 村だが、この表では現在の弘前市の範囲と理解していただきたい。南津軽郡では 22 名中 5 名が士族であった。南津軽郡は現在の黒石市、平川市も含む。南津軽郡は職業未記入者が多いため、実際の士族の割合はこれよりも若干高い可能性がある。北津軽郡は 13 名中 9 名が士族であった。次に現在の青森市周辺の東津軽郡では、13 名中 2 名が士族であった。この地域はもともと商人町であったため、士族の割合が弘前周辺より低いことは理解できる。西津軽郡では、14 名中 5 名であった。この地域は、北前船など海運業や漁業の町ということもあり、それほど士族の割合が高くない。次に上北郡では 11 名中 6 名、三戸郡は 15 名中 12 名であった。この地域は、旧八戸藩や斗南藩の藩士が当選している。よって、弘前周辺に次いで士族の割合が高い。下北郡では、17 名中 7 名で、斗南藩の藩士が当選している。その他に、立候補する資格者が少なかったため、上北郡から移入した者もいたため、比較的高い割合である。

以上より、藩政時代の名残から、弘前藩、八戸藩などの城下町周辺は、県議会議員の当選者の士族の割合が高い。特に弘前は 18 名中 18 名が士族であったということは注目すべきことである。よって、弘前では、士族が力を持ち続けていたことが分かる。さらに、青森県議会議員に当選した弘前地区周辺の士族は、戸長や区長の経験者が多かった。農村部で政治的基盤を形成し当選へつながったということから、士族が地域リーダーであったという裏付けとして考えられる。

ここまで、士族が地域の主導的立場にいられたことの側面から考察してきたが、次に士族が没落しなかった要因についてさぐっていく。明治 2(1869)年の版籍奉還に伴う禄制改革で旧領主の家禄は減額され、それに基づいて弘前藩では藩士の家禄も削減することになった。表 1 のように階層別に減額したのである¹⁸。

この減額は士族にとって極めて厳しいものだった。すでに幕末以来の物価騰貴で多くの士族はその生活が破綻しかけていた。弘前藩の帰田法による土地分与と帰農政策は、幕藩領主体制の温存策ともいえるが¹⁹、士族の救済ということが発端であった。

削減前	削減後
800 俵以上	200 俵
500 俵以上	150 俵
250 俵以上	100 俵
100 俵以上	80 俵
70 俵以上	60 俵
50 俵以上	40 俵

表 1 明治 2(1869)年版籍奉還に伴う禄制改革による家禄の削減表

表 2 は『青森県りんご百年史』から引用した禄高別平均分与推定反別²⁰である（巻末収

録)。分与面積は家禄合計 92,125 俵で総面積 2,724 町歩を割って 1 俵当たり 3 畝を得、これに各級家禄をかけて出したものである。

これによると、家老級の 200 俵取りには 6 町歩が分与されたことがわかる。この面積は小地主として小作料のみで衣食していける。人員の最も多い 30 俵級の 1 戸当たり 9 反歩は自作自営には不足であるが、これに分与地にもともといる小作人からの小作料も入る。次に実際の経営の様子を見ていく。

家禄 80 俵で垂柳(南津軽郡田舎館村)に土地を分与された伴忠三郎を例にあげる。彼は、32 人役(役 2 町 1 反余)を分与され、移住した。彼の『自筆履歴書』に次のように書いている。

明治五年 予二十歳の折垂柳に在宅す。家禄は八十俵となり御分与の田は三十二人役あり。此時未だ以て藩政の場合に付(正しくは地租改正前という意)在方にて年貢を弘前御倉へ上納する時節に付家禄一俵に付四舂至乃五六舂の打米在方に行われ、蔵入れと差次ぎ手形行われ候為家禄において一向元の百石と違いなし。其理由は家禄一俵に四舂の打米あり。八十俵に付八俵の打米あり。田地より三十二俵田出増米あり。然れば合計百二十俵なるを以て却て弘前に居る時より余計の禄米あり²¹。

すなわち、減額前は百石取りというのは、実収 100 俵であったものを、80 俵に減らされたが、年貢米の込め米(足し米)が士族の取り分になっていたので、実収 88 俵になったということである。それに、三十二人役の田の小作米が 32 俵入ってきたので、合計 120 俵が実収である²²。当時伴は、月給 4 円の小学校教員であったが、安月給とインフレの中で、公債証書を買わずに済んだのは小作貸与地を持っていたからである²³。

以上の伴忠三郎の『自筆履歴書』から考察すると、分与された土地から得られる収入が士族の生活をいかに支えていたかが分かる。伴忠三郎の例にすべてが当てはまるとは言えないが、この経済基盤をもとに前章で述べたように、りんご栽培という新しい産業に着手することができたのである。りんご栽培に関わってくる士族が約 40 名いるが、分与地がはっきりしているのは下の 13 名である。この中には、大道寺繁禎、野呂源太、菊池九郎というように、青森県議会議員経験者の名前も挙げられる。表 3 は『青森県りんご百年史』の表りんご関係士族と分与地²⁴から引用した。

姓名	家禄 俵	分与地所在地	現市町村名	分与面積 町反
大道寺繁禎	200	赤田組広田	五所川原市	60
山野茂樹	100	和徳組向外瀬	弘前市	30
本多東作	100	田舎館組東光寺	田舎館村	30
伴忠三郎	80	田舎館組垂柳	田舎館村	24

野呂源太	80	藤代組青女子	弘前市	24
菊池九郎	80	猿賀組追子野木	黒石市	24
石火矢男吏	40	尾崎組沖館	平川市	12
樋口徳太郎	40	柏木組大俵	平川市	12
石岡周右衛門	40	駒越組八幡	弘前市	12
佐藤庸之助	35	藤崎組藤崎	藤崎町	9
佐藤英司	30	猿賀村猿賀	平川市	9
板垣九十九	30	岩崎組広昭	平川市	9
小野寺孝五郎	20	柏木組東光寺	田舎館村	9

表3 りんご関係士族と分与地

以上のように、「帰田法」が「士族が地域の主導的立場にいられたこと」と、「士族が没落を免れたこと」ことに深く関係している。図1を使い、帰田法と士族が地域リーダーになり得たことの関係性を、政治的側面と経済的側面の2つの側面から説明する。政治的な面では、帰田法により知識階級である士族が農村に移住した。行政機関の末端である大区小区の戸長、区長に抜擢される。さらに、大区小区の長はりんごの苗木の配布担当者でもあった。以上のことから士族が農村部で人々を束ねる立場になった。よって、農村で地域の有力者としての基盤形成につながったと考えられる。産業面では、分与地から得られる小作料で安定的な経済基盤を確保し、新産業に着手することができた。さらに、技術や知識をもって新産業をリードするという立場を確立し、敬業社などの会社を起業し、地主や農民を束ねていった。これらを総合して、士族が地域リーダーであったということが言えるのではないだろうか。最終的に、弘前周辺の地域では、士族が県議会議員の独占という現象が顕著に表れている。その現象が、士族が地域リーダーになり得たということの裏付けだと考える。

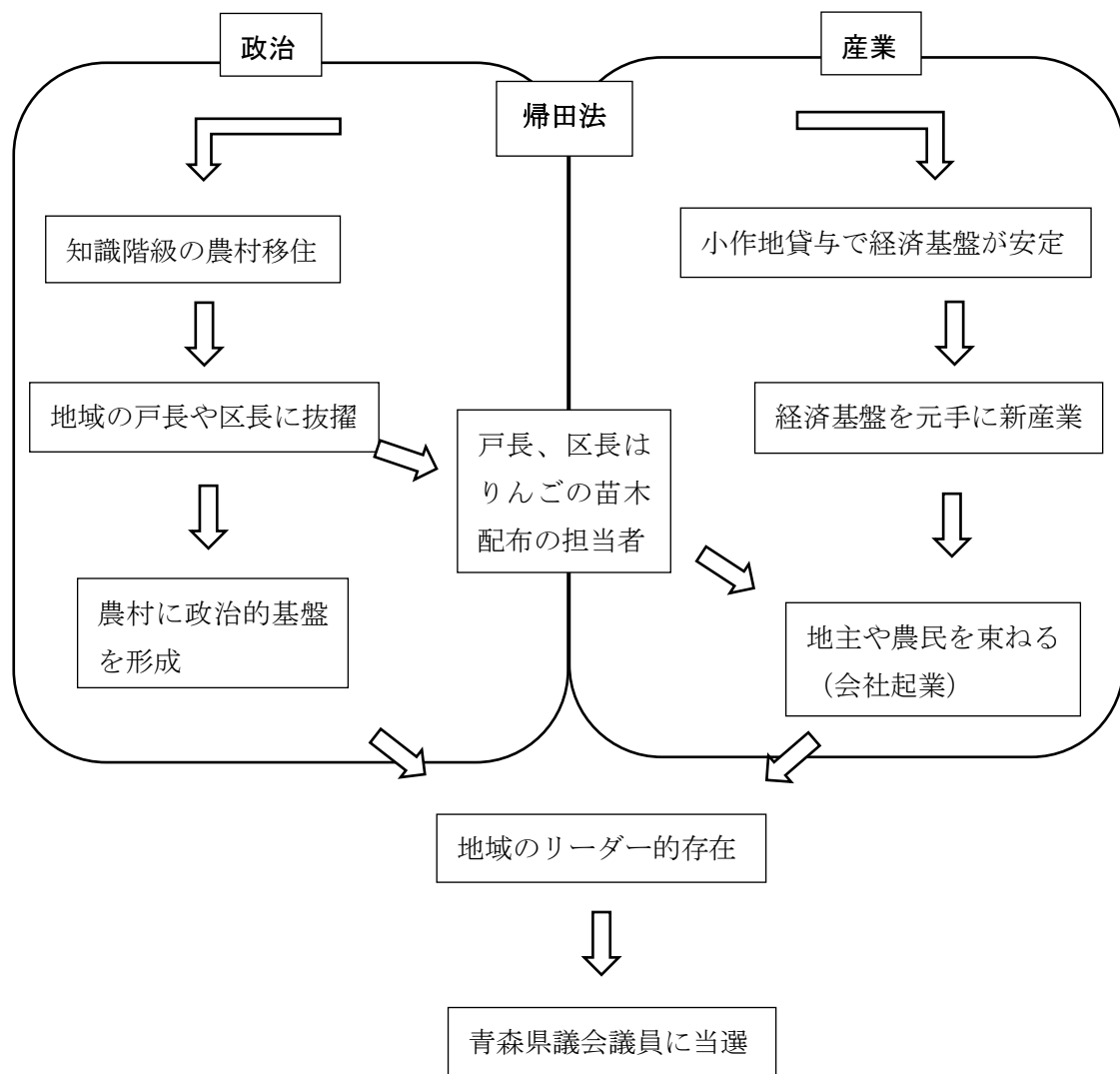


図1 帰田法と士族の地域台頭の関係図

- 1 山上笙介『津軽の武士2』p.30 北方新社 1982年
- 2 弘前市史編纂委員会『弘前市史通史編3』p.572 弘前市企画部企画課 2003年
- 3 田原嗣郎『山鹿素行』p.32 岩波出版 1970年
- 4 山上笙介 前掲 p.33
- 5 弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史』pp.10～11 弘前市教育委員会 1968年
- 6 弘前市史編纂委員会『弘前市史通史編4』p.580 弘前市企画部企画課 2005年
- 7 河西英通『東北～つくられた異境』p.10 中央公論新社 2001年
- 8 弘前市教育史編纂委員会 前掲 p.129 より引用
- 9 河西英通 前掲 2001年 p.44 より引用
- 10 同上 p.44
- 11 青山学院『本多庸一』p.38 三五堂 1968年
- 12 同上 p.39
- 13 同上 p.39
- 14 牧原憲夫『民権と憲法』p.7 岩波書店 2006年

¹⁵同上 p.8

¹⁶青森県議会史編纂委員会『青森県議会史』p.89 青森県議会 1962年

¹⁷同上 pp.801～836を参考に表を作成

¹⁸斎藤康司『青森県りんご百年史』p.47を参考に表を作成 青森県りんご百年記念事業会
1977年

¹⁹同上 p.48

²⁰同上 p.48

²¹同上 p.48

²²同上 p.48

²³同上 p.48

²⁴同上 p.49

おわりに

ここまで弘前の士族が明治になっても活動し続け、地域のリーダーになり得たことを明らかにしてきた。第1章では「教育」について述べた。東奥義塾の創設、キリスト教の受容、女子教育の普及を主に扱った。菊池九郎と本多庸一を中心に、キリスト教や女子教育等その当時の社会では、まだまだなじみのないものを早い段階から取り入れ、若者に教育の門戸を開いた。その背景には、キリスト教という新しい思想と士族がこれまで教えられてきた儒教的武士道に相通じるものがあると考えられている。両者に通じるものに関する研究は今後も深めていきたい。

第2章では「政治」について扱った。「進歩派」「保守派」と呼ばれた人々の対立を中心に論を進めたが、政治においても士族が主導で活動していた。「進歩派」と呼ばれる人々は東奥義塾を母体に政治結社「共同会」を結成し、自由民権運動を進めた。弘前事件でその勢いは弱まるが、明治20年代から大同団結運動が盛り上がり、進歩派の菊池九郎が初代弘前市長に就任、衆議院議員に当選し、中央政界でも活動の幅を広げた。「保守派」と呼ばれる人の中には、弘前藩家老を務めた大道寺繁禎、笹森儀助という人物がいたが、彼らは弘前事件で早々に政治の世界から退いたが、大道寺は実業家、笹森は探検家として、有名である。第2章では、「進歩」「保守」という分類をしたが、両者は明確に線引きできるものではない。対立はしていたものの、東北に対する「後進感」という共通の思いを持っていた。彼らの対立軸や共通性に関しては今後の課題である。

第3章では、地域産業について述べ、特に青森県の主要産業であるりんごに着目した。殖産興業、士族授産の一環として始められたが、士族が栽培法や技術の研究に尽力し、ここでも士族が先頭に立ち主導した。さらに、共通の思想を持つ地主や農民を束ね、会社でも興した。

第4章では、1～3章で明らかにした士族がどの分野でも先頭に立って活動したことを踏まえ、士族がなぜ地域リーダーになり得たのかを考察した。思想的背景として、弘前藩校稽古館の影響、東北に対する後進感を扱った。社会的背景としては士族帰農政策である「帰田法」に着目し、士族が没落を免れたこと、士族が地域の主導的立場にいられたことを明らかにした。

弘前の「教育」「政治」「地域産業」に関する研究は分野ごとにさまざまになされてきたが、本論文ではどの分野においても菊池や本多など特定の「士族」が登場していることに着目した。従来ではあまり注目されてこなかった「担い手」に着目し、3つの分野が相互に関連していることを明らかにすることができた。「担い手」に着目するという従来とは全く新しい切り口で、明治の弘前を描くことができたのではないだろうか。明治というと地主や豪農豪商が台頭する時代である。しかし、本研究においてそれとは反する事例を挙げることもできた。弘前では「士族」が明治においても力を持ち続け、弘前では一般的な流れとは違うということを知ることができたといえよう。

さて、はじめにこのテーマにたどり着くまでに、青森県下北地方にあった「斗南藩」について研究してきた。斗南藩ももとは会津藩で、幕末の戦で敗れ青森県に移り「斗南藩」と名を変えた。斗南藩が青森県に及ぼした影響を研究する中、生まれ育ってきた津軽地方の動向にも興味を持ち、このテーマに至った。

近代の日本史というと、江戸時代から明治にかけてあたかも断絶され、「江戸時代＝暗い」と「明治＝明るい」というイメージを無意識のうちに持ってしまうということに大学院に入ってから気づいた。「文明開化」「自由民権運動」という正の側面と、「西南戦争」などの江戸時代の連続性を感じる士族反乱は負の側面として感じているからではないだろうか。今まではこのような明治＝明るいイメージや、士族の時代が終わったという姿しか描かれて来なかったように思う。しかし、本論文で明らかにしたように、地域によりその姿はさまざまである。また、戊辰戦争の際、明治政府は勝者側で、我々東北は敗者側に位置している。敗者側から描く明治において、東北は戊辰戦争により「未開」というレッテルを貼られたが、本論文で述べてきたように、なおも力を持ち続けた士族の手で「教育」「政治」「地域産業」などの活動を進めてきた。彼らは中央とは一線を画す独自の道を進もうとしたのではないだろうか。

以上のように、明治という時代において、通史として描かれる中央の歴史の他に、東北に生きる者として、「敗者から見る明治」という視点を忘れてはならないと研究を通して改めて考えさせられた。また、地域によって置かれた状況や環境はさまざまである。歴史を研究する際、「その時代を生きた人々」という視点をこれからも持ち続けていきたい。

大学院での研究成果や、新たに学んだ視点を今後の糧とし、教員として未来を生きる子供たちに歴史を伝えていきたい。

最後に、本論文の作成にあたり、終始さまざまな面で親身に指導して下さった篠塚明彦先生をはじめ、弘前大学教育学部社会科教育講座の諸先生方に感謝の意を表す。また、ご多忙にもかかわらず、快く指導して下さった齊藤利男先生に感謝の意を表す。

参考文献

- ・青森県議会史編纂委員会『青森県議会史』青森県議会 1962年
- ・青森県教育史編集委員会『青森県教育史第1巻』青森県教育委員会 1972年
- ・青森県経済部りんご課『青森県りんご発達史 第6巻』青森県 1966年
- ・青山学院『本多庸一』三五堂 1968年
- ・秋永芳郎『東奥の炬火 菊池九郎伝』東奥日報社 1979年
- ・浅野源吾『津軽藩史』東洋書院 1937年
- ・尾崎竹四郎『東北の明治維新』サイマル出版会 1995年
- ・小野久三『青森県政治史』東奥日報社出版部 1965年
- ・小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房 1991年
- ・川崎四郎『本多庸一』弘前市立図書館 1970年
- ・河西英通「東北～つくられた異境」中央公論新社 2001年
- ・河西英通『北方社会史の視座 歴史・文化・生活』清文堂出版 2008年
- ・北原かな子『洋学受容と地方の近代化』岩田書院 2002年
- ・小針誠『教育と子どもの社会史』梓出版社 2007年
- ・斉藤康司『笹森儀助』弘前市立図書館 1967年
- ・斉藤康司『青森県りんご百年史』pp467 青森県りんご百年記念事業会 1977年
- ・新谷恭明『日本の教育史学「東奥義塾の研究」』講談社 1978年
- ・高木武雄『弘前教会五十年略史』日本メソジスト弘前教会 1925年
- ・田原嗣郎『山鹿素行』岩波出版 1970年
- ・東奥義塾九十五年史編集委員会『東奥義塾九十五年史』東奥義塾 1967年
- ・弘前学院百年史編集委員会『弘前学院百年史』弘前学院 1990年
- ・弘前市教育史編纂委員会『弘前市教育史』弘前市教育委員会 1968年
- ・弘前市史編纂委員会『弘前市史通史編3』弘前市企画部企画課 2003年
- ・弘前市史編纂委員会『弘前市史通史編4』弘前市企画部企画課 2005年
- ・福地重孝『士族と士族意識』春秋社 1956年
- ・藤崎町誌編さん委員会『藤崎町誌』藤崎町 1996年
- ・藤田元太郎『菊池九郎』弘前市立図書館 1968年
- ・牧原憲夫「民権と憲法」岩波書店 2006年
- ・三井為友『婦人教育』医歯薬株式会社 1960年
- ・村谷秀則『写真で見る東奥義塾120年』学校法人東奥義塾、1992年
- ・山上笙介『津軽の武士2』北方新社 1982年

青森県議会史附録・県会議員録一覧表

郡	氏名	身分	在任期間	備考	士/合計
東	竹内与右衛門	地主農商 平民	12, 1～13, 8	豪家	
	白鳥慶一	地主農 平民	12, 1～13, 8 13, 12～16, 9 19, 2～24, 7	戸長、等歴任 自由党革新派	
	佐藤真太郎	農 平民	12, 1～19, 2		
	芥藤門次郎 (孚)		13, 8～19, 2 28, 8～30, 8	改進黨	
	土岐五郎兵衛	農 平民	13, 8～15, 10	上磯の大百姓 第一大区トップ当選、名望家か	
	白鳥策太郎		15, 7～17, 6 19, 2～23, 2 36, 9～40, 9	東郡書記（一旦辞任） 改進黨か	
	小笠原政衛	農	16, 9～19, 2	大庄屋	
	畑井多市	旧黒石士 族	16, 2～19, 2	先祖は小湊代官	
	佐々木儀助	農 平民	19, 2～23, 2 24, 8～36, 9	東岳村長 改進黨	
	工藤卓爾	士族	19, 2～23, 2	士族中田新の次男 小学校校長(M16)、後に県議、陸奥新聞主筆、等歴任、初代青森市長	
	徳差藤兵衛		23, 2～24, 8 25, 4～28, 8 30, 8～30, 10	筒井村長、村に尽力	
	小笠原宇八	旅館業	23, 2～24, 8 26, 5～28, 4	東奥日報設立に尽力 自由党	
	西田林八郎	酒造業 平民	23, 2～24, 8	油川村長	
					2/13
西	鳴海健太郎	農	12, 1～13, 4	車力の豪家、銀行経営	
	神義隆	農	12, 1～13, 4	大地主、維新後は没落	
	乳井樂東	士族	12, 1～13, 4	第四大区小八区戸長(M6) 元土淵奉行、土淵堰の改修を建言(M11)	
	佐藤直蔵	士族	13, 4～13, 11	徳田町に在住、後の土地分与で舞戸へ、第四大区小区戸長も務める(M8)	
	渋谷直喬	農	13, 4～15, 10	大庄屋、副戸長	

青森県議会史附録・県会議員録一覧表

	小田桐勝英	士族	13, 4~20, 4	弘前県弘前詰等外二等出仕 副議長(M17)、議長(M19) 西津軽郡長	
	高橋正一		13, 11~16, 9	稲垣村長	
	寺山善八郎		13, 11~15, 1 0 20, 4~24, 7	庄屋、溜池奉行見習 改進黨	
	成田助	士族	15, 10~18, 1 2	本多、菊池と同窓 第四大区五、八小区副戸長(M14) 自由党	
	出町源蔵		15, 10~24, 7 30, 8~32, 9	自由党	
	斉藤常太郎	士族	16, 9~21, 2 23, 2~24, 7 28, 8~30, 8	第四大区五小区副戸長(M5) 第四大区五小区戸長(M6) 小学六等教員 自由党(大同派)	
	敦賀一学	高知県	19, 2~21, 3	鱈ヶ沢警察署	
	藤本輔五郎		21, 3~23, 2	百姓惣代	
	山内佐五兵衛		21, 2~24, 7 40, 9~44, 9	柏の豪農 陸奥改進黨、政友会	
					5/14
中	大道寺繁禎	士族	12, 1~14, 11 17, 6~19, 10	弘前藩家老 第三区区长	
	蒲田昌清	士族	12, 1~13, 3	勘定奉行 青森県少属(M4)、第十区学区取締り (M10)、第四大区区长	
	鳴海謙六	士族	12, 1~13, 4	安政6年代官 少属税務係、飯詰組野里在宅	
	笹森要蔵	士族	13, 3~13, 4	江戸詰大隊長 木造在宅、国会開設建白書を菊池等と 作成、改進黨	
	赤石行三	士族	13, 4~15, 10	三代目弘前市長、自由党	
	長谷川良八	士族	13, 4~17, 5	第十五学区取締(M10)	
	野呂源太	士族	13, 11~14, 1 1	廃藩後青女子居住 小学校校長(M6)、第五大区三小区戸 長(M10)	
	本多庸一	士族	14, 11~19, 9		
	寺井純司	士族	15, 4~24, 7	慶応義塾留学、東奥義塾教授	

青森県議会史附録・県会議員録一覧表

			24, 8~32, 9	改進黨総帥、陸奥新報社長	
	舘山漸之進	士族	15, 10~17, 5	県属官、東郡長、中郡長 自由党	
	菊池九郎	士族	15, 10~19, 3	自由党	
	一戸豊蔵	士族 弁護士	17, 6~24, 7	珍田捨巳と同窓 改進黨	
	出町大助	士族	19, 4~21, 2		
	藤岡知言	士族	19, 10~21, 2	自由党	
	神盛友	士族	19, 11~23, 2		
	佐藤弥六	士族	21, 2~24, 7	慶応義塾留学	
	蒲田広	士族	21, 2~24, 7 28, 9~34, 6	師範学校助教諭、県属、郡書記を歴任 し東奥義塾教師	
	村谷有秀	士族	19, 2~26, 5	自由党（大同派）	
					18/18
南	鳴海貞徳	農 平民	12, 1~13, 12 23, 2~24, 7	浅瀬石村豪農	
	大平兵左衛門		12, 1~13, 5		
	菊池勘次郎	農	12, 1~14, 3	大庄屋	
	平野清助		13, 5~13, 12		
	北山彦作		13, 11~23, 2	地方有力者、りんご栽培に尽力	
	田辺正受		13, 11~14, 1 1	小学校二等学校掛	
	相馬いさむ		13, 11~15, 1 0		
	清藤盛美		14, 2~15, 10	副区長	
	菊池健左衛門		14, 11~18, 6		
	唐牛桃里	士族	15, 10~17, 6	旧黒石藩家老 第二大区長(M6)	
	工藤儀郎	士族	15, 10~17, 6	藩政時代私塾経営(菊池、本多の門下) 第二大区長(M9)	
	榊喜洋芽	士族 弁護士	15, 10~19, 2 20, 8~21, 2 23, 2~23, 10 30, 8~36, 9 37, 12~40, 9	東奥義塾教師	
	鎌田政通		17, 6~23, 2	九等属として勤務 改進黨	
	猪股俊策		17, 6~23, 2	青森新聞社長	

青森県議会史附録・県会議員録一覧表

				改進黨	
	益子力太郎	士族	17, 6~20, 8	中郷村長、自由党	
	阿部政太郎		19, 2~23, 2	小学校教員 改進黨	
	菊池健雄		21, 2~24, 7		
	加藤宇兵衛	酒造業	23, 2~24, 7 24, 8~32, 8	富豪	
	工藤善太郎	農 酒造業	23, 2~24, 7 24, 8~36, 9		
	佐藤恭助	士族	23, 10~24, 7 24, 8~28, 8		
	木村又一		24, 2~24, 7 24, 8~30, 8		
					5/22
北	櫛引英八	士族	12, 1~23, 2	工藤行幹の実兄 維新後七和に在宅 第五大区六小区戸長(M6)	
	原田恒五郎		12, 1~19, 2	庄屋の家柄 地方屈指の人物	
	木村盛世	士族	12, 1~13, 12	第五大区五小区長(M10)	
	佐々木太郎	商業	13, 11~15, 1	富豪布屋の若主人	
	佐々木いずみ	士族	13, 11~15, 1 0 23, 2~24, 7 28, 9~36, 9	軍務に就いたが、七和へ移り農事 北郡会議員、小学校学務員	
	安田全逸	士族	15, 1~16, 9	小阿弥に土着、小学校教員	
	斉藤璉	士族	15, 10~16, 3	東奥義塾教師、十等属	
	花田一色	士族	16, 3~21, 2	県少属、第三大区五小戸長(M6)	
	田中耕一	士族	16, 9~19, 2	東奥義塾教師、明治初年北郡在宅	
	小山内鉄弥	士族	17, 6~24, 7 32, 9~34, 3	明治4年県官吏、二等警部 帰郷後、牧場を開く	
	長尾義連	士族	21, 2~22, 12	第一大区四、五小区戸長(M10) 二代目弘前市長	
	阿部賢吉	地主	23, 2~24, 7 25, 7~26, 7	大同派	
	堀内光男		24, 1~24, 9	北辰社組織（改進黨）	
					9/13
上北	野村治三郎		12, 1~13, 12	旧幕時代からの豪家	

青森県議会史附録・県会議員録一覧表

	山田改一	平民無職	12, 1~23, 10		
	角鹿良右衛門	士族	12, 1~19, 2 30, 12~32, 9	明治29年11月12日士族に編入	
	野村新八		13, 12~14, 10 15, 11~17, 6 24, 8~30, 8 40, 9~44, 9	野村治三郎の弟	
	工藤轍郎	士族 地主畜産業	13, 12~17, 6	七戸代官所御用見習及七戸藩御検地見習 第七大区四、五、七小区戸長	
	佐藤鼎三		14, 11~15, 10 17, 6~18, 5	旧七戸藩士 改進黨	
	江渡儀兵衛	士族 農	17, 6~23, 7 32, 9~36, 9	旧七戸藩士の長男 改進黨	
	上崎光一郎	士族 無職	18, ?~24, 7 24, 8~30, 8	第七大区四、五、七小区副戸長	
	藤田重明	士族	19, 2~23, 2	旧斗南藩士	
	中島勝次郎	士族 農	23, 2~24, 2	旧七戸藩士	
	江渡寛治	農	23, 2~24, 7	豪農	
					6/11
下北	中島弥六	士族 農	12, 1~13, 3	旧盛岡藩士 有資格者なく上北郡より移入	
	盛田喜平治	平民農商	12, 1~13, 3	中島と同様の理由で選出	
	野辺地弘	士族	12, 1~13, 3	旧七戸藩士 中島と同様の理由で選出	
	菊池民太	士族	13, 3~13, 4	元南部藩代官所役人	
	菊池金吾	平民	13, 3~13, 12	平民より身を起こして要職に就く	
	小林和太郎	漁業	13, 3~15, 10	郡内きっての人物として佐井村民の意志で資格を与えられる	
	山本連三	平民 旅館業	13, 4~15, 10	第六大区二小区副戸長 (M10)	
	磯谷嘉蔵		13, 11~15, 4	風間浦村村長 (M24)	
	吉沢義知	士族	13, 11~15, 4	旧会津藩士 第六大区五小区戸長 (M10)	
	藤田荘兵衛	回漕業	15, 4~17, 6	回船問屋	
	菊池才吉	士族	15, 10~19, 2	盛岡南部藩士の次男	

青森県議会史附録・県会議員録一覧表

				第六大区区長心得	
	桜井宗八郎	米商	16, 8～17, 6		
	川島中作	酒造業	17, 6～24, 7	地方の名望家	
	津田永佐久	士族	17, 6～20, 3	旧斗南藩士	
	丸山徳太郎		19, 2～24, 7		
	渡辺徳次郎		20, 2～21, 2		
	山田定雄	士族 弁護士	21, 2～24, 7	旧会津藩士	
					7/17
三戸	岩泉正意	士族	12, 1～15, 4	八戸藩権少参事 (M4) 第九大区区長 (M8)	
	藤田善五郎	士族	12, 1～15, 10		
	近田藤平	士族 酒造業	12, 1～13, 3		
	雇地保三	農	13, 4～13, 10 15, 10～16, 4 26, 5～30, 8	南部養蚕の功績者 政党は中立	
	船越宣美	士族	13, 10～20, 4	旧八戸藩士	
	一戸綱政	士族	13, 12～14, 3		
	浅水礼次郎	士族	14, 3～24, 8 37, ?～44, 9		
	浅山正美	士族 測量士	15, 4～16, 10 20, 4～24, 8	旧八戸藩士 維新後は測量士	
	奈須川光宝	士族	15, 10～23, 7 28, 8～31, 3	旧八戸藩家老の三男	
	尾形及四郎		16, 5～17, 6 24, 8～26, 4 30, 8～36, 9	初代田子町長	
	井上跳蛙	士族	16, 10～17, 10	八戸小学校校長 (M8)	
	小笠原隆安	士族	17, 6～19, 2	旧八戸藩士 養蚕業に尽力	
	山内光武		17, 11～19, 2 23, 10～24, 7	奈須川光宝の実兄	
	源晟	士族 ギリシア 正教伝道師	19, 2～24, 8 24, 8～27, 3	廃藩置県後代言人 ギリシア正教伝道師 (M14)	

青森県議会史附録・県会議員録一覧表

	関春茂	士族	21, 2~24, 8 24, 8~37, 2 44, 9~T8, 8	小学校教員、後に政界へ クリスチャン	
					12/15

家禄（俵）	該当戸数	一戸当推定平均 分与面積 町反畝
200	12	600
150	6	450
130	6	390
100	30	300
95	9	285
80	392	240
60	66	180
55	7	165
50	9	150
45	22	135
40	232	120
35	24	105
30	812	90
28	10	84
25	23	75
20	642	60
15	182	45

表2 『青森県りんご百年史』 から引用した禄高別平均分与推定反別